

## むつ市議会第219回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成26年3月12日（水曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例
- 第2 議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例
- 第15 議案第15号 指定管理者の指定について  
(むつ運動公園外2施設)
- 第16 議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第17 議案第17号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第19号 平成25年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第21号 平成25年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第22 議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算
- 第23 議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算

- 第29 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算
- 第30 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第2号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第32 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算)
- 第33 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第34 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第35 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ





公企総括  
 業務主  
 民生  
 金設  
 築主  
 主任  
 策務  
 主  
 営局課幹  
 部保課幹  
 部市課查  
 務部課查  
 主

濱 藤 笠 栗  
 谷 島 井 橋  
 重 俊 恒  
 芳 純 介 平

務部課幹  
 部市課查  
 部市課查  
 策務  
 設  
 築主  
 主任  
 設  
 築主  
 主任  
 總政総主  
 建都建主  
 建都建主

中 一 黒  
 村 戸 澤  
 智 義 幸  
 郎 則 太郎

事務局職員出席者

事務局長  
 主任  
 査

柳 田 孝 諭  
 佐 藤 孝 悦  
 村 口 一 也

次 長  
 主任  
 主 査  
 主 事

濱 田 賢 一  
 小 林 睦 子  
 山 本 陸 翼

総務教育常任委員会に付託いたします。

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月10日、本会議終了後の議会運営委員会において、3月20日に議員提出議案6件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第36 議案質疑、委員会付託、一部採決

### ◇議案第1号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

### ◇議案第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第5号

○議長(山本留義) 次は、日程第5 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第6号

○議長(山本留義) 次は、日程第6 議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番工藤孝夫議員。

○3番(工藤孝夫) 5点ほどお尋ねいたします。

まず第1点目は、改定見込み率についてお尋ねいたします。

2点目に、引き上げ総額についてお尋ねいたします。

3点目は、1人当たりの引き上げ平均額につい

てお尋ねいたします。

4点目に、1世帯当たりの引き上げ額についてお尋ねいたします。

最後の5点目は、新聞報道では国保運営協議会の答申書で3点の附帯意見があったとされておりますけれども、その内容と、それに対する市の見解をお尋ねいたします。

○議長(山本留義) 民生部長。

○民生部長(松尾秀一) 工藤孝夫議員の国保税率の改定に伴うお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の改定見込み率についてであります。このたびの国保税率の改定につきましては、被保険者の急激な負担増とならないように、過去の累積赤字分は一般会計で対応し、今後の歳入不足額については被保険者から応分のご負担をいただくもので、激変緩和を図るため、2回に分けて改定を行うものであります。これらを踏まえまして、今回は平均改定率8.8%の引き上げとなっております。

次に、2点目の引き上げ総額についてであります。税率改定に伴う国保税の影響額につきましては、改定前と比較いたしまして、約1億2,800万円の増と見込んでおります。

3点目は、1人当たりの引き上げ平均額についてであります。1人当たりの引き上げ平均額につきましては、改定後では9万6,117円となり、7,774円の増と見込んでおります。

4点目は、1世帯当たりの引き上げ平均額についてであります。1世帯当たりの引き上げ平均額につきましては、改定後では16万767円となり、1万3,003円の増と見込んでおります。

次に、5点目は新聞報道された国保運営協議会の答申書の3点の附帯意見に対する市の見解についてであります。1つ目の税込確保については、滞納原因の把握と財産調査の徹底はもとより、早期の催告等による新たな滞納者の未然防止に努め

るとともに、納税週間及び市税等の完納強化月間を開設するなど、積極的な取り組みを継続いたします。

2つ目の医療費適正化につきましては、新たな取り組みといたしまして、新年度から特定健診の無料化を予定しており、無料化によって少なからず検診を受ける動機づけとなり、将来の健康寿命につながる第一歩になればと考えております。

3つ目の税率引き下げのための対策については、即効性のある特効薬はないものの、あくまでも持続可能な財政運営を行うというスタンスに基づきまして、一般会計からの財政支援も含めて、でき得る限り国保の健全化に向けては一定の配慮をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これにて工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 4点にわたってお尋ねをしたいと思います。

この国保税の、今部長からも説明があったわけですが、平成25年度末までの累積赤字額7億円を一般会計から繰り入れをして赤字解消を図るということが一つにあるわけですが、法定外繰り入れというようなことでのことだと理解をするわけですが、これまでのこの法定外繰り入れに対する答弁の中では、赤字補填などの財政援助的な繰り出しは行うべきではないとの国からの通知があると。もう一つには、税の公平性の観点から、国保加入者以外の市民の理解が得られないと、このようなことでの答弁がこれまでの間あったわけですが、今回の措置をこれらの経緯からどのように受けとめればいいのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、これまで平成20年度と平成22年度で合わせて28.9%の税の引き上げをしてきました。

内容で言いますと、特に平成22年度の13.8%の引き上げは平成21年度末決算見込額5億3,400万円の累積赤字を平成26年度末までの5年間で解消を図るということであったという記憶をしているわけですが、その中で実態は累積赤字解消はおろか、逆に赤字が膨らむ結果を生んでいるわけです。市は、今後平成28年度末までの累積赤字額を5億円の12.2%引き上げの試算をして、激変緩和の措置から今回は8.8%の引き上げとして、残りの3.4%は平成28年度に引き上げをする計画という理解をしているわけですが、この間の財政健全化策が計画どおり進まなければ、さらに加入者負担が増すことが考えられるわけですが、実効性のある具体的な計画を説明願いたいと思います。

3点目は、国保運営協議会からの答申書の中で、被保険者の負担軽減を図るため、税率の引き下げのための対策を講ずることとの附帯意見が記されているわけですが、このことをどう受けとめているのか。また、具体的な方策も含めて説明を願いたいと思います。

4点目ですが、今回の保険税引き上げによって市民生活にどのような影響を及ぼすのかということについて認識をお尋ねしたいと思います。

以上、4点よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 目時睦男議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の法定外繰り入れに対するこれまでの見解と異なることのお尋ねですが、一言で申し上げれば、それだけ国保会計の状況が極めて深刻であるということに尽きるわけです。つまり過去の累積赤字分も抱え、一方では今後の3カ年も赤字が見込まれるといういわば二重の重荷を背負い、会計自体の内実も変容、変質してい

るからにはほかなりません。したがって、今回財政健全化支援という名目で一般会計から公費を投入いたしましたのは、さまざまな構造的問題に歯どめがかからないこと、さらには誰もがいずれは国保に加入せざるを得ないという目線を踏まえた相互扶助の観点から、あくまでも過去の累積赤字分については一般会計の支援によって解消を図っていくという手法を講じたということです。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の今後の具体的計画についてであります。財政健全化を図るには、税収確保と医療費適正化に取り組む必要があります。税収確保につきましては、滞納原因の把握と財産調査の徹底はもとより、早期の催告等による新たな滞納者の未然防止に努めるとともに、納税週間及び市税等の完納強化月間を開設するなど積極的な取り組みを継続いたします。

2点目の医療費適正化につきましては、新たな取り組みとして新年度から特定健診の無料化を予定しており、無料化によって少なからず検診を受ける動機づけとなり、将来の健康寿命につながる第一歩になればと考えております。

3点目の答申の附帯意見のうち、税率引き下げのための対策についてであります。確かに即効性のある特効薬はないものの、あくまでも持続可能な財政運営を行うというスタンスに基づきまして、一般会計からの財政支援も含めて、でき得る限り国保の健全化に向けては一定の配慮をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の市民生活への影響についてであります。保険税の引き上げは加入者の皆様にご負担をおかけすることになると考えてはおりますが、一般会計からの繰り入れや2回に分けての改定を行うなど、可能な限りの対策をとらせていただいたところであり、市といたしましては、国保運営協議会の答申を踏まえつつ、市民が安心して医

療が受けられるよう、ひいては将来の国保運営を安定的かつ持続的にを行うため、被保険者から応分のご負担をしていただくという苦渋の判断に至りましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 再度質疑をさせていただきたいわけですが、まず1点目のこれまでの法定外繰り入れに対する答弁の内容から、再度端的にお尋ねをしますが、政策の転換というふうなことでの受けとめ方でいいのか。これまでも累積赤字を解消するために引き上げをしなければならぬということでの議論の中で、先ほど言ったように、国からの通知によってとか、先ほど2点の部分をお話ししていることから、先ほどの部長の答弁からしますと、平成25年度末の累積赤字の部分については一般会計からというふうなことでの説明から、これまでの見解と変わらないよという意味なのか、再度お尋ねをしたいと思います。

先ほど同僚議員の質疑で説明がありました。今回の引き上げは、資料によりますと、平成23年度での1人当たりの保険税が8万1,827円である。先ほど答弁の中で、今回の引き上げによって保険税が1人当たり幾ら引き上げになるのかという…

○議長（山本留義） 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き目時睦男議員の再質疑からお願いいたします。6番。

○6番（目時睦男） 議長からお話がありましたので、再質疑の頭から再度お尋ねをしたいと思います。

先ほどの部長からの答弁の中で、今回の7億円

の赤字解消の部分については一般会計からというようにことでの答弁でありまして、その部分については平成25年度末までの赤字の部分と。これまでの答弁からしますと、これは政策の転換というふうなことでの受けとめ方をしていいのかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

2点目でありますが、平成26年度からの国保税に対して、隣の風間浦村が新年度から税率を1人当たり平均8,540円、率にして10.19%引き下げをするということが報道されております。聞くところによりますと、このことに対して風間浦村に多くの問い合わせが殺到していると、こういうようなことを聞いておるわけでありまして。引き下げの要因に先ほど答弁がありましたように、これまでのがん検診等を無料化してきたこと、生活習慣病の予防対策等を積極的に行った中で医療給付費が減額となったこととか、国保基金の積み立て、収納率向上を掲げておるわけでありまして、風間浦村の今回の国保税引き下げについてどのような感想をお持ちなのかお聞きをいたします。

3点目は、平成23年度の県内10市の疾病統計を見ますと、循環器、消化器、筋骨格を合わせた疾患率がむつ市が一番高く、県全体の特定健診受診率29%に対してむつ市は19%で10ポイント低く、県内10市中ワースト2位となっているわけです。実施計画によりますと、平成28年度年次目標を50%としております、特定健診の受診率向上を。この数値については、目標については実現可能数値なのかどうか、具体的な対策とあわせて説明をお願いしたいと思います。

4点目は、国保加入者のほとんどが年金生活者であります。先ほどの同僚議員に対する答弁の中で、実は平成23年度の本市の1人当たりの保険税が8万1,827円となっております。今回の引き上げによって、先ほどの答弁では、平成26年度9万6,117円、額にしてこの差が1万4,290円という数

値なわけでありまして。そういうようなことで、年金生活者が加入者の多くを抱えている本市の状況から鑑みたときに、年金が年々減額をされて実生活が厳しい状況でありますし、あわせて平成25年度からの2.1%の復興特別所得税創設による増税、平成26年度からの東日本大震災復興を目的とした個人住民税の引き上げ、そしてさらに4月から消費税3%増額を考えたときに、保険税の引き上げは極力抑える必要があるのではないかと思います。そのようなことから、本市の厳しい財政事情を承知はしつつも、財政調整基金等を積み増しして、平成26年度以降の赤字解消に対応すべきと考えるわけでありまして、お尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一般会計からの繰り入れ、平成25年度末の約7億円にもなんなんとする赤字、この部分については一般会計から繰り入れをして、ただちに赤字をゼロにすることはできません、一般会計の状況も。そういう意味では、政策転換かというふうなことをございますけれども、緩やかな政策転換をしたものと、このように感じております。

その余につきましては、担当からお答えします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 2点目のお尋ねについてお答えいたします。

風間浦村の件でございますけれども、風間浦村とむつ市につきましては、当然行政規模あるいは産業構造、国保の状況についても異なりますので、一概に相対的な比較はできないものと思います。ただ、今回の風間浦村の国保税引き下げの報道につきましては、私どもで調べた限りでは、風間浦村の今回の引き下げ後の改正額は、引き下げしてもなおかつむつ市の今回の引き上げ後の改正額よ

り高い税額にあると、言いかえれば、もともとが高かったというふうな理解をしております。実際医療分であれば、むつ市の改正後の均等割部分でございませけれども、2万2,600円に対して風間浦村の場合は改正後の均等割は2万4,000円と聞き及んでおります。また、平等割もむつ市の改正後は3万6,300円に対して、風間浦村は3万7,200円と聞き及んでおります。

3点目、4点目につきましては、担当課長からお答えいたします。

○議長（山本留義） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 部長答弁に補足してご説明申し上げます。

まずお尋ねの3点目、特定健診実施率が平成28年度で50%という目標を掲げているが達成可能かとお尋ねだと思っておりますが、確かに議員お尋ねのように、当市の実施率は非常に低くなっております。私どもとしまして、努力は重ねてまいっているところではありますが、なかなか効果が上がらないという現状にあります。そのために、平成26年度からは特定健診の受診料を無料とさせていただくと、まずこういう対策をさせていただく予定でございませ。それによりまして、なるべく50%に近づけるように精いっぱい努力をさせていただきたい、このように思っております。

また、4点目の財政調整基金を積み増しして今後の対応をすべきではないかというお尋ねだったと思っておりますが、残念ながら当市の赤字は非常に大きく、また現状でも単年度の収支の均衡を図るのが困難な状況にございませ。税の引き上げも今回は激変緩和措置を講じさせていただいて、平成26年度におきましてやや歳入が不足する状態にある、そういう現状にございませるので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございませ。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 何点か、ダブらないようにお聞きいたします。

まず1点目ですが、1人当たりの引き上げ額はお聞きしましたけれども、このパーセント、何%かというのをお知らせいただきたいと思っております。

それと、あと世帯当たりの引き上げ額は聞いたので、何%になるかと、パーセントをお知らせいただきたいと思っております。

それと、今回の議案の提案理由の中には、収支均衡がとれなくなった、だから上げなくてはいけないというふうな理由がついておりますが、私はもっと早くから一般財源を投入して値上げを抑えるべきだということを主張してまいりましたものですから、もっと早くから一般財源を投入すべきだったのではないかと、これをちょっとお聞きしたいと思っております。やはり手おくれになったがためにこういう状況を生んだということではないかというふうに思っておりますので、その考え方をお聞きしたいと思っております。

それと、引き上げするに当たって最も配慮しなくてはいけないのは、やっぱり低所得者への対策だというふうに思っております。そういう意味では、低所得者へはどのような配慮がなされた条例改正となっているのかお聞きしたいと思っております。

次に、各地域ごとの収支はどうなっているかというのをお知らせいただきたいと思っております。合併する前は、旧むつ市はそれなりの基金を積み上げておったわけです。とんとんという感じの会計だったというふうに私は記憶しているのですが、そういう意味で各地域ごとの収支の分析もどのようにされているか。そういうことをすることによって、やはりこの地域ではここが弱いからこういう対策をとるべきだというのがおのずと出てくるかとも思っておりますので、そういう収支、各地域の収支

はどうなっているかというもお知らせいただきたいと思います。

あと、平成29年には県単位の広域になるという前提で引き上げするということになっておりますが、これはそのとおりに進行するとは私は個人としては思っておりません。全国一律にそういうふうにするというのは、かなり無理があるというふうに思いますので、そこら辺の市の考えはどういうふうに思っているのか、そのとおりに進行するのかどうかというのも含めてお答え願いたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 6点ほどのお尋ねかと思ひますけれども、お答えいたします。

まず1点目、1人当たりの引き上げ率でございますけれども、率にして8.8%の増と見込んでおります。また、2点目の世帯当たりの引き上げ率につきましても、8.8%の増となっております。

それから次に、収支均衡がとれなくなった部分につきましても、もっと早くから一般財源を投入すべきだったということでございますけれども、国保会計につきましては国保税と国保負担金等の公費により保険給付費や保険事業の支出を賄うというのが原則となっております。このことから、これまでは国保税の税率改正でのみ財源の確保を図ってまいりましたが、これまでの累積赤字に今後の赤字額を加えた金額では非常に重いご負担を強いることとなりますことから、これまでの累積赤字分につきましては一般会計からの支援で解消していくとしたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、低所得者への配慮についてでございますが、平成26年度においては低所得者の負担軽減の強化として、5割及び2割軽減の拡充が行われます。当市におきましても、2割軽減の対象であった世

帯が5割軽減の対象となる、あるいは軽減の対象外であった世帯が2割軽減の対象世帯になるなど一定の変動がございます。実際に平成25年度の所得状況で試算いたしますと、5割世帯が510世帯から1,414世帯へと増加し、2割世帯でも新たな対象として623世帯が該当となります。したがいまして、全世帯数のうち約13%の世帯が減額対象として軽減を受けることとなります。

次に、各地域ごとの収支についてでございますが、議員もご承知のとおり、合併して既に9年を経過しております。したがいまして、不均一課税も行っておりません。そのことから、そのような4地区別の統計というものはとっておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

それから次に、国保の広域化についてでございますが、国民健康保険の広域化、つまりは都道府県単位化につきましても、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法案が昨年末に成立したことによりまして、平成29年度までに国保の保険者あるいは運営のあり方に関し必要な措置を講ずるとされ、国保の運営主体が県に移る工程が示されたところであります。しかしながら、報告書では財政部分は都道府県で担うもの、保険税の賦課徴収及び保険事業については市町村が担うと明記され、去る1月20日に国と地方の協議の場となる国保基盤強化協議会が開催された段階であることから、まだまだ最終的にどのような形になるのか、市町村へどのような影響があるのか、現時点ではまだまだ不透明であります。したがいまして、今後ともその動向につきましても適宜注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 各地域ごとの収支については答弁してもらえなかったのですが、これ物理的に

計算することは無理だということなのでしょう。そこのところも再度お答え願いたいと思います。私は、冒頭に述べたように、ぜひやっぱりこういう分析も必要だと。そうすることによって、地域ごとに何かアンバランスがあるのではないかなというのを知るうえでも、やっぱりぜひ必要だと思うのです。実際合併する前は、むつ市は収支そういうふうには均衡していたので、だからどういふところでおかしくなったのかというのを分析する意味でもぜひ必要だと思うので、そこのところ、本当に物理的に無理なのか、無理なのであれば、それは仕方ないですが、そこのところを教えてくださいただければと思います。

それと、今回8.8%引き上げるのですが、また平成28年度に3.4%引き上げるといろいろやりとりあったのですが、これは3.4%はもう今回の条例にはないですよ。これ今決まっちゃいないことですよ。そこのところ、ちょっと確認させていただきます。もし今回の8.8%の引き上げで、私たちは反対しますけれども、もし可決され、引き上げた暁に、個々の会計がそれなりに順調にいったときには、この3.4%引き上げというのは、なしにするということですよ。そういうふうな理解を私はしているのですが、そこのところもあわせて答弁願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 再質疑にお答えします。

まず1点目の地域ごとの収支については、やれるのかやれないのかというお話でございますけれども、職員にご苦勞をかければ、これは物理的には可能かもしれませんが、そのやる意味自体が私にとってはちょっと理解できません。ですから、先ほど申し上げましたが、繰り返しになりますけれども、あくまでも合併して既に9年たっているわけです。そして、不均一課税であるということで、そういうふうな統計は今のところはと

っていないということでございます。確かに私は旧むつ地区の柳町でございますけれども、柳町と新町の人の収支について調べるのかというふうなことと同じ意味でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目でございます。まず、今回2回に分けて税率改正を行うというふうな方向性を示したわけでございますけれども、平成29年度の広域化の部分、県への移行というふうなものにらみながら、その段階で明確な税率アップ、あるいはもしかすれば上げないという可能性もなきにしもあらずでございますけれども、そういう状況を踏まえて、平成28年度の段階になって正確な数値というものは示されるというふうなことだと思いますので、現段階ではどうのこうのというのは言えるふうなものではございません。ただ、ご承知おきしていただきたいことは、今回仮に今税率改正のご提案を申し上げましたけれども、これをもし何もしなければ、要するに何も手を打たなければますます収支の均衡が悪化し、加速するわけで、平成28年度では試算上は最悪12億円の赤字というふうなことになりますので、その部分については現状についてご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 各地域ごとに分析する意味がわからないということですが、例えば介護保険料の引き上げの場合では、聞くところによりますと、大畑地区の方は結構地域で努力をして、介護保険料を引き上げさせないように、また皆さんで何とか健康を維持しようとかという合意がとられて、それなりに大畑地区は低く抑えられてきたという、こういういいお話も私聞いておりました、それなりに地域は地域なりに努力して成果が上がる場合もあるのかなというふうな思うのです。そういう意味では、それなりの地域ごとにしっかりと、例えばある地域では、やっぱり収支均

衡がかなり悪いと。そうすると、今度行政としてはその地域に、この部分でこの地域は大変弱いよとかというので、それなりに対策がとりやすいのではないかなと思うのです。そういう意味では、ぜひ分析、物理的に可能と言いましたので、そういう立場で分析してほしいなど。これは要望して終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） ほとんどは議論は出尽くしたのですけれども、市民の感情という点で2点ほどお尋ねいたします。

まず、このことについては、市民に説明はどのようにしているのか。それから、行政連絡員などを通じて国保会計の現状とこれからのこと等をお話されているのかお聞きします。これは、これから始まる特定健診の無料化というのがありますけれども、やはりここで幾ら頑張っても、実際にやっていただくのは市民の皆さんです、病気を予防してもらうのは。ですから、皆さんが納得した形で、健康増進することが国保会計の正常化につながるのだというこの意識改革そのものが大事だと思いますので、この説明はどのようにされているのか、またこれからどういうふうにするのかお聞きします。

それから、あと1点、これ年金から国保税、国保税に限らず引かれる税金もありますけれども、差し引きされると困るといような苦情等は役所のほうには来ていないのか。2点だけお伺いします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。2点ほどのお尋ねであります。

まず1点目、市民に説明はしているのかについ

てであります。この点につきましては、まず市政だより、平成25年の11月11日号に平成24年度の決算状況を掲載し、医療費などがふえ続け、本市の国保財政が窮迫していることをお伝えさせていただきました。また、こうした財政状況を立て直すために、被保険者の皆様のご負担と一般会計からの支援により財政健全化を図ることとした指針を策定し、本年1月6日にホームページにもその旨掲載し、その概要版としても「守ろうみんなの国保」と題しましたチラシを平成26年1月20日号の市政だよりに折り込みをいたしまして、全戸配布させていただいたところであります。

また、2点目の年金から国保税を差し引きされることについての苦情についてであります。平成20年4月から国の医療制度改革により、年金からの特別徴収制度が始まった当初は確かに多少のご意見があったことは私どもも承知しておりますが、国で定めたこの制度の目的は、あくまでも納付の利便性の向上を図ることにしておりまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 市政だより、ホームページ、チラシという形ですけれども、行政連絡員という制度がありますけれども、やはりそういうマン・ツー・マンでの言葉でのお話が一番大切でないかなと思います。そういうところは活用して国保会計がこういう状況なのだということを市民の皆さんにきちんと説明、納得いくような説明をして、そして健康増進にみんなで向かおうというように形に行ってもらいたいと思います。そういう形で、紙だけでなく言葉でご説明するということに関してはどうでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 今回の国保税の引き上げにつきましては、当然審議機関、いわゆる国民健康保険運営協議会という存在もございます。そこ

の中では、当然被保険者の代表、さらには広域代表、加えて保健医及び保健薬剤師の代表、計15名から成る運営協議会という存在もございます。ここでは、当然先ほど申し上げましたように、被保険者の方も意見を述べられて審議に参加しておりますので、その部分でやはり一定の声は反映しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） この運営委員会の被保険者の代表の方は、もう大変な重責を負っているわけですが、やはり行政としてもきちんと市民に対して、負担が上がるということは本当に大変なことです。こちらからの伝えたいことだけを伝えるのではなくて、やはり市民の皆さんに協力を得てもらわなければならないことをしっかり伝えてご理解していただくように努めていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第8号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第9号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案は、むつ市立緑町保育所を移譲することに伴い廃止するという事になっておりまして、今現在ある緑町保育所をリフォームして、改修をして、同じ土地で保育所を営んでもらうという形での譲渡になるのかどうか、これちょっと確認させていただきます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 横垣議員の現緑町保

育所を改修して譲渡するのかというお尋ねにお答えいたします。

当初緑町保育所は、移譲に際しまして、これまでのように運営に必要な改修整備をしてお渡しすることを考えておりましたが、築後40年、老朽化が著しい建物でありまして、桜木会のほうからはゼロ歳児保育を含めて30名ほど定員を増員した保育所に建てかえたいという意欲的な提案があったことを踏まえまして、協議の結果、民間保育所整備補助金を活用して、平成26年度中に、場所は緑町内のほかの土地になりますけれども、そこに建てかえる計画としております。つきましては、現保育所での運営は1年限りとなりますことから、このたびの移譲に当たっては改修はしないこととしたところであります。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、全く新築ということで移譲するということですが、そうすると、今の保育所はすぐ解体してしまうのかということと、あとその土地の利用、その土地はむつ市のものなのかどうかということも含めて、その跡利用をどのようにするのかということのもちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 改修をして渡すということではなくて、現状のまま平成26年度中は移譲して、1年間経営していただくということです。それで、新しい土地に、正確に申し上げますと、旧むつ自動車学校の向かい側の2,900平米ほどの土地に、桜木会のほうではそこを賃貸して、そこに新しい90名定員の保育所を建築したいと。それは平成27年4月からの開設になりますので、そういうふうにご理解していただきたいと思います。

それから、現在の緑町保育所に関しては、平成27年に開設できるような状態になってから解体するということになりますので、平成26年度中また

は平成27年度にちょっとかかるかもしれませんが、それでも、その時期での解体ということになります。土地は、大湊興業株式会社のものでございまして、今現在賃貸関係にございます。ですので、更地にしてお返しすると、そういうことになりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案には、特定配偶者の自立というのを新たにつけ加えているのでありますが、この特定配偶者というのはどういうものであって、むつ市に対象者はいるのかどうかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 横垣議員の特定配偶者とはどういうものであり、むつ市に対象者はいるのかのお尋ねにお答えいたします。

この法律は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律というものですけれども、帰国した中国残留邦人とともに来日し、

長年にわたり苦勞をともにしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなった後も支援が受けられるように一部改正を行ったものであり、この特定配偶者とは中国残留邦人が永住帰国する前から継続して配偶者である者と定義されております。また、婚姻の届け出をしていない場合であっても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合は特定配偶者に含まれることとなっております。

なお、本市においては、対象となる特定配偶者はおりません。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第11号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第12号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この議案によりますと、現在は市が収集運搬する場合ということで、可燃、不燃ごみ、資源ごみ、袋1枚につき20円とか30円、粗大ごみは510円、そしてまた自分からアクセス・グリーンですか、そこに搬入した場合は10キログラムにつき10円というのが今現状なっていますが、この改正案では10キログラムにつき自分で持ち込んだときの10円が削られているわけです。ということで、では自分で持ち込んだ場合は、結局何も料金設定がないので、どうなるのかわからないというふうな議案になっておりますので、現状はまずどうなっているのかということと、今後どのようなのかということのを具体的にお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、現状につきましては、市民がアクセス・グリーンに自己搬入した場合計量し、搬入したごみの量に応じて料金を徴収しております。今後手数料につきましては、下北地域広域行政事務組合で条例制定する予定であり、手数料徴収事務もむつ市から同組合となりますが、利用者の料金や搬入の際の手續に特段変更はございませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ちょっと現状と今後というのでもう少し詳しくお知らせ願いたいのですが、今は軽トラックでアクセス・グリーンに持っていきとキロ10円ということで、その計測するのは市の

職員がやっているということですか。市のほうの収入に、あそこの計測ではかって10キログラムにつき10円という料金は、市の懐に入っていたと、それをこの条例一本で、今度は直接アックス・グリーンのほうの懐に入るということで、そこの計量のところにいた職員がアックス・グリーン職員にかわるということによろしいのか、そこるところも含めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 簡単に申し上げますと、要するに手数料の徴収事務の所管がむつ市から下北地域広域行政事務組合へかわるということになります。したがって、手続や利用者の料金、10キログラム10円というものは一切変わりません。そして、現在下北地域広域行政事務組合に対してむつ市は負担金を支払いしております。ですから、今後はその負担金の中で、今までは市の歳入で入っておった手数料の部分については相殺するというふうなことになりますから、全く所管がかわっただけで、実態は同じでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第13号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第14号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） これは、提案理由としてむつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里を移譲することに伴い廃止するためのものであるということで、先般行政報告の中でお聞きいたしまして、利用者さんに関しましてはスムーズな移行と、また利用料金の不足分が生じた場合は国の施策、事業者の負担もありますが、国の補助制度を活用するというので安心しております。今1点お聞きしたいのは、新たな経営団体により、働く人たちの報酬を含めた条件はこれまでよりはよくなったのか、お答えできましたらお願いします。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 濱田栄子議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、むつ市脇野沢高齢者福祉施設「いこいの里」の施設職員の雇用については、2月中旬に現在の施設職員と経営移譲先法人との面談が行われました。その面談の際に、雇用条件等を提示し、本人の意向を反映させた正職員、準職員、嘱託職

員として9割方の現施設職員へ採用の通知をし、そのほか有資格者等についても充足したと聞いております。働く人の条件につきましては、おのこの基準が異なることと思われまますので、よくなつたかどうかにつきましては言及いたしかねまますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第15号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第15号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ運動公園外2施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） この議案は、むつ運動公園外2施設の指定管理者を指定する議案であります。3点質疑したいと思ひます。

1点目は、指定管理者が今回このたび2団体となったことの経緯をお知らせ願ひたいと思ひます。あわせて団体が2つになったおかげで、その団体相互の契約または協定があるのかどうか、あったらどういう内容なのかお知らせ願ひたいと思ひます。

過去に運動公園とスキー場の管理をしている間に、例えばスキー場が赤字になると、その年度ご

とに赤字の補填を行政でしてはいました。違うパターンでは、野球場がセシウムの関係で使えなかつた場合、年度ごとに指定管理料の精算をするのかというふうなお聞きをしたところ、いや、それは指定管理期間の3年間で精算するのだというふうな話をされてはいました。この指定管理団体に対するお金の区切りと申しますか、精算の方法、新しい団体になったらどういふふうに行うのかお知らせ願ひたいと思ひます。

最後になります。団体が2つになるというのは先ほどから何回も言ひてはいますが、個々に対する行政の指導、または監督、どういふふうにする予定なのかお知らせ願ひます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 齊藤孝昭議員のお尋ねにお答えいたします。

2団体となった経緯と相互の契約協定についてのお尋ねであります。平成25年度をもって現在の指定期間が終了することに伴ひ、本年度、平成26年度以降の公募を行ったところ、申請者がありませんでした。これを受けまして、指定管理者選定委員会を開催した結果、非公募とすることとなり、これまでの2期にわたる指定管理者としてのノウハウを有する現指定管理者でありますむつ市陸上競技協会と協議したところでございます。そして、その協議の結果、市からの依頼を受けることで合意に至つたものの、むつ市陸上競技協会では所属する上部組織でありますむつ市体育協会へ順次軸足を移していきたいという方向性と、体育施設全般の管理運営を目指す中では、むつ市体育協会と連携を図りながら運営することが最善との考えのもと、今回2つの団体が連名で申請することになったと伺つております。

また、双方の協定であります。現在ある調整中でありまして、本議案を御議決賜りますれば、正式に協定締結をするのと伺つておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の野球場や体育館が管理不要となった場合の精算というお尋ねであります。お尋ねの指定管理施設の廃止等に伴う指定管理料の精算方法の基本的な考え方につきましては、体育館の閉鎖という事案が発生いたしましたので、指定管理制度の所管部局と協議し、閉鎖等となった後も必要と認められる経費と、減となる収入をルール化いたしましたして、精算時の留意点とする取り扱いが示されましたので、まず決算見込みを作成し、そのうえで減となる支出額から減となる収入額を差し引いた額を当初計画額から控除し、精算額とすることとしております。

また、3点目の2団体に対する指導、監督ということですが、指定管理者への指導、監督につきましては、他の指定管理同様、要綱や指針等に基づきまして、あくまでも適正な管理運営がなされるよう随時協議、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 指定管理団体が2団体になった理由については、今回はむつ市陸上競技協会が主体でやりながら、将来はむつ市体育協会へ移行していく考えがあるから2団体にしたというふうなお話でありましたが、だったら普通にむつ市陸上競技協会にお願いをしていて、それをむつ市体育協会が、その次の例えば3年後の指定管理のときに名乗りを上げるための準備をわざわざ一緒に今やらないとだめな理由が本当にあるのかと。一緒にやるのが、果たしてその移行につながるための約束になるのかというふうな話になると、なかなか本当にそうなのかというふうなことをちょっと疑問に思います。協定書は、議案が成立したらつくるというふうな話ではありますが、その協定の内容がどういうふうになるのかわからないうち

にこの指定管理の指定をしてくるというのはいかかなものかと思えますけれども、そのところの考え方をもう少し説明願います。

2点目の指定管理料の精算についてでありますけれども、先ほど1回目に質疑しましたが、スキー場は年度で赤字を埋めてあげる、野球場が使えなかったときの芝生の管理2年分は3年で精算するというふうな話を前の答弁で言っていました。部長は、芝生の管理の話はしていませんでしたが、そういう基準がない自由なお金の出し入れを今までしてきたのです。それを今度新しくなるに当たって、規定もなく今までどおりするというのであれば、やはりもう一回考え直す必要があるのではないかというふうに思います。

管理監督については、やはり団体が2つになるということで、窓口がどちらになるのか、または指導監督を受けるその団体がどちらになるのかというのも決めておかないと、私はなかなかうまくいかないのではないかと思います。どういう考えなのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 3つほどのお尋ねでございます。

まず1点目につきましては、むつ市陸上競技協会との協議の結果ということでございますので、詳細についてはわかりかねる部分もございます。ただ、聞くところによりますと、やはり複数施設を抱えている中で特にスキー場、リフトの運営という特殊な運営がございます。その部分でやはり資格要件というふうなものも発生してまいりますので、その部分でやはりむつ市体育協会では不安があるというふうなこともありましたものですから、今回はとりあえず移行期間というふうな考え方でこのような2団体というふうな形になったというふうに聞いております。

それから、指定管理料の考え方でございますけ

れども、今回の体育館につきましては、明らかにもう閉鎖というふうなことでございますので、完全に最終精算をしたということで、実際に減額の変更契約をいたしまして、101万円を減といたしております。

そして、考え方でございますけれども、施設が使えなかった期間の経費につきましては、当然精算すべきものと思われましてけれども、使用中止期間の減となった経費と収入の減、施設中止となっても支払わなければならない経費を相殺してやはり決定すべきで、積算の結果、返還なしという結果もあるわけでございますけれども、あくまでも指定管理料は複数の施設を複数年管理するための金額として積算し、その総額を3年で割った額が1年間の指定管理料となります。したがって、単年度ごとの浮き沈みはあろうかと思いますが、指定管理3年、トータルを平均して単年度の指定管理料として積算しておりますので、あくまでも指定管理料、トータルで考えるのは原則と思っております。ましてやこの指定管理につきましては、先ほど来申し上げましたように、複数の施設の指定管理であります。それに加えて、スキー場という気象条件に左右される特殊な施設を抱えていることもありますので、管理している施設全体でトータルで考えるべきものと考えております。

それから、3点目でございますけれども、協定につきましては、確かに議員おっしゃるとおりでございますけれども、前にウェルネスパークの指定管理が始まったときに類似の事例がございまして、そのときは2つの団体からの申請もあり、2つの団体を指定したというふうな形をとっております。その中では、当然協定書の中で代表者というふうな形で明確な責任主体も明記するよう指示しておりますし、そのような協定書を市としてもいただいておりますので、そのような形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） だから、その指定管理の指定に当たって、その団体相互の約束事も議会に示すべきだと思うのです。何でこういうことを言うかという、そもそも当初むつ市陸上競技協会がこの管理団体に名乗りを上げたときの審査の中で、団体にお金がないというお話をしました。どうということかという、会員の会費または大会運営をした売り上げで団体運営をしている団体が大きいお金を受け取って、それをその事業として営んだときに、赤字になったとき誰が補填するのだというふうな話をしたときがありました。そのときも、いやいや大丈夫だと、運動施設の管理だから、ある意味行政がバックアップしてやるのだからいいのだというふうなことの答弁で進んでいったと思います。そういうやりとりが、では今指定管理した6年間でうまくいったかという、常に赤字の補填、野球場の話は部長は全然言いませんが、芝生の管理で2回目の指定管理の審査のとき、500万円の指定管理料が上がりました。その理由は何ですかと聞くと、新野球場の芝生の管理分ですと言いました。では、芝生の管理はセシウムの関係で何年やったのですか、1年しかやっていません。つまり500万円掛ける3年分、1年しかやっていない1,000万円分は残っているはずですよ。そういう精算もどうやってやったのか、どういうふうな協定していたのか、どういうふうな約束があったのか、何も議会には示されず、何もわからない。ということを見ると、今新たな2団体になった指定管理については、当然協定または約束、行政がどういうふうな監督、指導をしていくのか出さないと、先行きがわからないということをおっしゃるので、こういう話をさせていただきます。部長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 先ほどお話し申し上げましたように、ウェルネスパークを指定管理したときに、共同事業体としての協定書に法人で締結しております。その際、むつ市にも1通提出するものとするというふうなことでしておりますので、ここの部分は情報公開等はできるものと一応考えております。

それと、野球場につきましては、体育館と違いまして、閉鎖ではなく不可抗力とはいえ、期間の長い一時中止となりました。したがって、指定管理経費はあくまでも3施設全体でお願いしていることから、総合的な観点で捉え、3カ年の収支の均衡を最終確認したうえで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 斉藤議員の質疑におきまして、決定までの経緯については大体理解をいたしました。その経緯の中で、現管理者がなぜ今回最初に公募しなかったのか、その一番の理由は何だったのでしょうか。

あと、このたびの指定によって市民体育館のほうを外れていくことになったのですが、直接指定管理の費用とは別ですけれども、この市民体育館、今後市で管理すると思うのですが、その管理体制というのはどのようになっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村正志議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、決定までの経緯についてのお尋ねですが、これはさきの斉藤議員への答弁と重複いたしますが、公募を行ったところ申請がなかったと、そして指定管理者選定委員会を開催し、非公

募とすることとなり、2期にわたる指定管理者としてのノウハウを有する現指定管理者でありますむつ市陸上競技協会と協議したところであります。むつ市陸上競技協会では、体育施設全般の管理運営を目指す中では、むつ市体育協会と連携を図りながら運営することが最善との考えのもと、2団体での申請となったと伺っております。

また、現指定管理者が応募しない理由とのお尋ねであります。市といたしましては、これは明確な理由を存じ上げませんので、ご理解賜りたいと存じます。

また次に、市民体育館が外れたが、今後の管理体制はどうなるのかというお尋ねであります。議員ご承知のとおり、むつ市民体育館は平成25年11月30日から閉鎖し、電気や水道等も既に契約解除しております。したがって、今後の管理につきましては、職員による定期的な巡回はもとより、災害発生時におきましても巡回を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 現指定先が応募しなかった理由ということでお尋ねをしたのでありますけれども、それなりの理由があつて恐らくしなかったのだろうと推察はするわけなのですが、結果として体育協会のほうと一緒にあって、今後3年間をやりますよというふうなことだと思っておりますが、先ほどの議論にもありましたけれども、この指定管理の中では、指定管理者の努力ではどうしようもない事例、端的に言いますと、要はスキー場の降雪の部分があるわけです。この部分がいつも問題になるのです。このような指定管理者の努力ではどうしようもないことについては、どうなのでしょう。管理からその部分を外すべきなのではないかなというふうに考えます。要は、その料金、徴収した料金等々を指定管理のほうの運営

費で見るのではなく、その部分に関してだけは市のほうでやるというふうなことにすれば、毎回このような問題は起きないのかなというふうな感じ方もしますし、ここだけでなくてもほかにもあるかとは思いますが、あとその前段階でお話をしていました、やはりこの指定管理していく中での問題点、不安の部分、リフト、索道の部分だと思のですが、この3年間の移行期間の中でむつ市体育協会のほうとしては、その不安の部分の解消はできるというふうな手応えのほうは感じているのでしょうか。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） スキー場の索道の運営の問題なのですが、まさしく先ほど部長がお答えいたしましたように、今回の指定管理に関して、やはり問題になった点というのはスキー場の索道の運営管理というふうなことが一番大きかったようでございます。いろいろほかにもあったかもしれませんが、一競技団体、スキー協会等々との連携というふうなこともありますでしょうし、さまざまな問題があったかもしれませんが、一競技団体がやっていくということについてはさまざまなご苦労もあったのかなという気がいたしております。

この索道の管理運営ということにつきましては、そのこのいわゆる技術管理者、それから統括管理者というふうなのが必要でございまして、特に現場での統括管理者、いわゆる団体の責任者ということではなしに、現場の統括管理者という人がかなりの責任を負わされるというふうな状況になっているようでございまして、これは運輸局のほうにもそういう届け出をしなければいけないわけですが、そういうことで、なかなか手が届かないというふうなことが非常に大きな悩みになっているようでございます。そういうことで、できればそういう索道協会等いろんなところにお尋ねをいたしまして、そういう方を派遣できないか

というふうなことも検討したわけでございますけれども、そういう方というふうなのは、責任の重さから、民間でやっている会社等々のかなりの責任者、役員になっている方が、そういう立場になっている方が、その現場責任者、統括責任者になっているというふうなことで、なかなかこれは引き抜きも難しいし、派遣も難しいというお話もございました。そういうことでは、市で直営をしていたときは、これは業務命令ですので、そういう格好でうまくスムーズに進んでいたということがあるわけでございますけれども、民間委託というふうなことになったがために、そのこのところが大きなネックになってきているということは事実でございます。このこのところをどうするかということについては、やはりこの指定管理を続けていく段階で、この索道の問題については、やはり大きな検討課題であるなというふうな認識はいたしているところでございます。

ただ、今すぐこれを直営にということになりますと、その体制を一旦民間委託という格好に移してしまっている状況にございますので、すぐさま直営というふうなことにはなかなか難しいということがございますので、今後この3年間の中では、一応その統括管理者の確保というのもできそうでございますので、その中において今後どうしていくかというふうなことは抜本的な課題として取り組んでいきたい、考えていきたいというふうな思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 大きい部分だとは思いますが、そうなのであれば、やはり民間に任せてもいいのかなという気もいたしますし、今副市長がおっしゃられましたとおりに、直営も含めて、この3年間の間でそれなりの方向性を出していただければいいようにしていただきたいなというふうに思いま

す。

質疑を終わります。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 私も2つの団体ではなくて、1つの団体にしっかり責任を明確にするべきだなということで質疑させていただきたいなと思っておりましたが、今までの話を聞きますと、克雪ドームを例に出してあるのですが、あの場合は山内土木さんとかコナミスポーツさんですか、かなり実績のある団体が受けたのですよね。そういう意味では、ちょっと今回とは比較にならないかなというふうに思っております。というのは、例えば体育協会にしても設立が平成25年3月15日、まだ1年もたっていない。むつ市陸上競技協会は、何かこの指定管理を受けるために設立、ちょうどその時期と一緒に平成20年5月9日というふうな形で、どちらも若いのですよね。というので、克雪ドームと同じには論じられないなというふうに思います。しかも、むつ市陸上競技協会のほうは資本金はゼロ、資産もゼロ、あと体育協会のほうは182万2,466円ということで、この団体に3年間で2億4,000万円を委託するというのもかなり危険があるなというふうに思うのですが、そういう意味ではやっぱりしっかりとした責任者は誰なのかというのを提示してほしいなというふうに思うのですが。

それと、この参考資料の中には、今までの答弁だとむつ市陸上競技協会が徐々にむつ市体育協会のほうに軸足を移していきたいというふうな答弁があったのですが、この参考資料には基本的には共同で管理運営になるが、実質的にはむつ市陸上競技協会が中心となって対応していくというふうに書いているので、どうもそこの答弁とちょっと違うと。軸足を体育協会のほうに移していくとい

うことは、主にそっちが管理者になるというふうな形のやりとりになるのですが、そのところも含めて、やはりしっかりとした管理者はどっちがやるのかというのをはっきり明示するべきだと思いますが、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） この2団体の問題でございますけれども、ご存じのように、むつ市体育協会、確かにNPO法人になったわけでございますけれども、スタッフが、いわゆるスタッフ体制が十分整っていないという状況がございます。会長さんはいらっしゃいますし、事務局長もおりますけれども、そのほかのスタッフが整っていないというふうな状況でございます。この体育施設については、以前から各競技団体を束ねる頂点に立つむつ市体育協会がやるべきであるという議論がずっとあったわけでございますけれども、それをやっていくためには、当然ながらその管理体制スタッフが整っていないと、最小限のスタッフが整っていないとできないということにもなるわけでございまして、なかなかそれが整わないという形がずっとあったということでございます。今日もまだ、言いましたように2人しかいないという状況の中でございますので、そう簡単にはむつ市体育協会に移行というふうなことができないわけでございます。この3年間の中で、この体育協会のスタッフを整えながら、指定管理のノウハウを現指定管理者から徐々に吸収して、ひとり立ちしていきけるように、単独で受託できるように持っていきたいと。それが体育協会の財務体質、それから人材育成、競技スポーツの振興というふうなところにつなげていく大きな方策になっていくであろうというふうなことを我々も期待をいたしているところでございますので、ここのところを指定管理というふうな事業を通してやっていただきたいものだと思いますので、この2団

体で当面3年間やっていくということについては、やむを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） どうも答弁を聞いていると、やはりちょっと不安がかなりあります。結局体育協会のほう、まだ体制が十分できていないし、人材のほうもそろるかどうかわからないという状況で結局2団体にしたと。ところが、やっぱり体育協会のほうに本当はやっぱりきちんと管理を任せたいという大変中途半端な状況でありますので、私としては、これなかなか判断、賛成したらいいか、反対したらいいか判断が付きにくい議案でありますので、そういう意味では、ちょっとまだ不安定な状況にあるところに3年間という形で管理をお願いするのでなくて、そういう場合はやっぱり単年度で、そういう形でやるという方法が、何かあった場合の損失もかなり少なく済むということになるのではないですか。そういう不安定なところに3年間というのはちょっと、いい方向に組織が成長してくれればいいけれども、まだ中途半端ですから、悪い方向という可能性もありますので、そういう意味ではやっぱり様子を見るという意味で、1年間ということ判断するべきではないかなと思うのですが、そこの考え方もちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 先ほど来申し上げておりますように、この体育施設の管理運営については、むつ市体育協会で担っていくという方向性が望ましいというふうに体育協会自体も各種競技団体も考えていると。我々もそのほうがよかろうというふうに考えているわけでございますけれども、ただその体制が整っていないことがあるわけでございますので、そのためにこの指定管理業務、事業、これを担っていくためには、現管理者のサ

ポートがどうしても必要であるということで、その2団体での応募ということになったわけでございます。確かにおっしゃるように、むつ市体育協会単独をお願いをするということになると、これは不安なものが今はまだあろうと思えますけれども、現管理者がサポートしていくというふうな格好の中では、2団体で運営していくということについては、さほど不安がないのではないかなというふうに思うところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、何かあった場合のやっぱり責任は、このむつ市体育協会のほうにきっちりとしてもらおうと、今までの答弁の流れだと、そういうことになりますので、そういうことでよろしいですねというのを最後確認させていただきます。当然協定書も後で我々にもきちんと示してもらえということでもよろしいのでしょうかというのを最後確認させていただきます。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 両者の協定に基づいて責任者をどちらにするかというふうなことは、後ほど決まってまいりますので、その報告を受けた段階で我々もそれを受けとめたいというふうに思っております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 議案第16号  
下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の  
変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第17号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 議案第17号  
むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意  
を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年4月25日をもって任期満了となる  
むつ市教育委員会の委員に遠島進氏を任命するこ  
とについて、議会の同意を求めるためのものであ  
ります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており  
ます議案第17号は、会議規則第38条第2項の規定  
により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第17号は委員会への付託を省略するこ  
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第17号はこれに同意することに決定いた  
しました。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたし  
ます。

午後 零時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

#### ◇議案第18号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第18号  
人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を  
求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる  
人権擁護委員に永井信孝氏を推薦することについ  
て、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており  
ます議案第18号は、会議規則第38条第2項の規定  
により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第18号は委員会への付託を省略するこ  
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第19号

○議長(山本留義) 次は、日程第19 議案第19号 平成25年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番(目時睦男) 平成25年度むつ市一般会計補正予算について、1点だけお尋ねをさせていただきます。

歳出の第8款土木費の第5項都市計画費のうち第5目に北の防人大湊地区整備事業費が請負額で1億3,327万8,000円になっているわけですが、この工事内容についてお知らせを願いたいと思います。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) ただいまの目時議員のお尋ねにお答えいたします。

北の防人大湊地区整備事業の工事内容についてお答えいたします。この補正予算は、国の補正予算の好循環実現のための経済対策によるもので、平成26年度に実施予定の展望台新築工事と展望台回りの外構工事を前倒して実施するものであります。工事内容といたしましては、展望台地上2階、地下1階で、床面積117.8平方メートルの建設と展望台回りの外構整備180平方メートルにかかわる内容でございます。

○議長(山本留義) これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番(中村正志) 補正予算のうち、このたびの国の補正予算によるむつ市の歳入の増というのはどれくらいあったのでしょうか。また、それに対する事業というのは何を行うのでありましようか。また、繰越明許費のうち、このたびの国の補正予算によるものを除いた事業で、その理由と完了時期というのはどのように見込んでおられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) 中村議員のお尋ねの第1点目、国の補正予算によるむつ市の歳入の増またはそれに対する事業はについてお答えいたします。

国は、平成24年度補正予算において、経済対策の一環として、国が提示した補助事業を実施する市町村に対しまして、地方負担分の約8割を地域の元気臨時交付金として交付する制度を創設したところでありますが、このたびの国の平成25年度補正予算においても、関連事業に係る地方負担分を最大で4割交付するとしがんばる地域交付金制度が創設されたところでございます。当市におきましては、本補正予算に計上いたしました漁港施設機能強化事業、浜奥内漁港施設整備事業、県港湾事業負担金及び北の防人大湊地区整備事業が対象事業となっておりますが、がんばる地域交付金の交付決定はまだ先のことになりますし、充当事業につきましても、交付額の通知を受けてからでなければ決定できませんことから、平成24年度補正予算と同様に、当該補助事業の地方負担分につきましては補正予算債を100%充当し、交付決定の後にほかの事業の財源を振りかえて充当する予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 中村議員お尋ねの2点目、繰越明許費のうち、このたびの国の補正予算によるものを除いた事業と、その理由と完了時期についてのお尋ねに関しまして、第3款第3項児童福祉費に係るむつ市民間保育所施設整備助成事業についてお答えいたします。

本年度の民間保育所施設整備は2カ所で行っておりますが、そのうちみちのく福祉会が実施しております小川町第二百合保育園の整備について、計画時期に着工したものの、東日本大震災の復興需要による作業員の不足及び鉄材等資材不足によりまして、当初の工期期間どおりに工事を進めることができなくなり、事業完了が5月中旬にずれ込むことから、補助金交付を平成26年度に繰り越しするものであります。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 中村議員の同様のお尋ねに対しまして、経済部で所管しております2事業についてお答えいたします。

初めに、平成25年9月定例会で補正予算として議決いただきましたむつ市金谷沢牧野横断排水復旧事業費であります。予算議決の工事を発注するための測量設計を行い、発注標準業者を選定し、指名通知いたしましたが、他工事と時期が重なり、現場に常駐できる技術者がいないなどの理由で応札がなかったことから、業者を選定し直し、再度指名通知いたしましたが、同様の理由で応札がなく、現地が山間部にあり、冬場を迎え適切な工事が難しいと判断し、繰り越しすることとしたものであります。

なお、工事の完了時期につきましては、8月ごろの予定であります。

次に、浜奥内漁港施設整備事業を繰越明許費とする理由と完了時期についてお答えいたします。浜奥内漁港施設整備事業については、当初予算3億2,736万8,000円のうち繰越分として8,202万

8,000円、県内の港整備事業の再配分による増額分として2,495万9,000円、これにこのたびの国の補正予算分として1億円、総額2億698万7,000円を繰越明許費としております。このうち当初予算にかかわる分の繰り越し理由につきましては、工事の施工時期がホタテ養殖作業の最盛期と重複し、岸壁や航路の使用の調整に日数を要したことや、秋期から冬期にかけてのしけにより工程におくれが生じ繰り越しするものであります。

また、港整備事業の再配分による増額分につきましては、国の補正予算にかかわる分とともに、本定例会に補正予算として計上しておりますことから、年度内の予算消化ができないため繰り越しするものであります。

なお、工事の完了時期といたしましては、当初予算の繰り越し分については平成26年7月を予定しております。また、補正予算にかかわる分につきましては、平成26年12月を予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 同様の繰越明許費のうち、このたびの補正予算にかかわるものを除いた事業とその理由、完了時期についてお答えいたします。

当部が所管いたします国の予算によるものを除いた事業としては、横迎町中央2号線整備事業の1件となっております。

繰越明許費とする理由でございますが、事業着手に当たり都市計画変更手続、都市計画事業認可手続、そして社会資本整備総合交付金の交付申請が必要となりますことから、都市計画変更手続に昨年の3月から取りかかり、事業着手を目標に事務を進めてまいりましたが、都市計画変更の素案説明会での交差点改良を含めた市民意見を受け、当初計画の修正が必要となりましたことから、事業認可に時間を要することとなり、社会資本整備総合交付金の交付決定が11月となったものであり

ます。このため測量設計、用地測量業務が冬期間と重なり、積雪の影響から、年度内完了が困難となりましたことから、次年度へ繰り越すものがございます。

また、完了時期につきましては、測量設計業務、地質調査業務、用地測量業務を含め、平成26年秋ごろを予定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長脇野沢庁舎市民福祉課長（猪口和則） 繰越明許費のうち脇野沢芋田地区側溝整備事業を繰り越した理由と完了時期はについてであります。この事業は土砂流出による災害を防止するため、青森県小規模治山事業として側溝整備をするものであり、工事終了後に工事のために個人所有の小屋の一部を解体した箇所を復元するものであります。側溝整備工事の工期が3月20日とおくれたことにより、年度内に小屋の復元ができなくなったことから繰り越すものであります。

完了時期につきましては、4月末を見込んでおりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今の説明で国の補正予算によるむつ市の歳入増の仕組みはわかりました。最初見たときに、ああ、国の補助金少ないなと思っていただけけれども、そういう仕組みだということで、その部分については理解をいたしました。

そうしますと、今の説明のとおり、決定がされると本予算案で提案しておる市債の部分が変わってくるという認識でいいのだろうかというふうに思いますが、昨年も似たような議論をしたと思うのですが、どうなのでしょう、むつ市が望んでいた事業、満額とはいきませんけれども、ある程度満足した形になっているのでしょうか。そのあたりをちょっとお聞きしたいなというふうに思いま

す。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） まず、歳入の件ですけれども、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、この交付金は恐らく平成25年度中には入ってこないものと考えてございます。平成26年度になるものというふうに考えてございます。

それから、事業ですけれども、この事業につきましては、あくまでもうちのほうの要望というよりは、県がある程度基本的な事業を組みまして、それに基づいて対応できるかどうか、それを市町村のほうに問い合わせがあって、対応できるものは対応するというような形でございますので、満足できるかといえば、当市にとってまだまだ物足りないものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 15ページに北の防人大湊地区整備事業費が計上されておまして、これについてはさきの議員の質疑の答弁で展望台と外構ということをお聞きいたしました。

そこでお聞きしたいのですが、北の防人事業の今までの大体の進行状況というのをお知らせいただきたいと同時に、17ページのほうに観光交流センターの建設事業、年割額云々とあるのですが、この観光交流センターの維持管理費、以前聞いたときは、まだ不明だというふうな答弁だったので、今の段階ではもう十分維持管理費は算出できるものだと考えておりますので、維持管理費はどのくらいになるのかというのをお知らせいただければと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの横垣議員のお

尋ねにお答えいたします。

進捗状況と観光交流センターの維持管理費は幾らになるのかというお尋ねでございますので、お答えいたします。進捗状況についてでございますが、平成22年度から地質調査、用地測量、平成23年度から地質調査、用地測量、実施設計業務を実施し、事業の着手しております。平成24年度は園路広場整備工事、旧学習センター改修工事などを行い、今年度はメイン施設となる観光交流センター建設工事に着手し、道路整備や関連用地の購入などを行い、平成27年度の事業完了を目指し、現在事業を進めているところでございます。

観光交流センターの維持管理費についてであります。観光交流センターの完成は平成26年9月を予定しており、準備期間を経て平成27年春のオープンを考えております。

平成26年度の維持管理費につきましては、本定例会の新年度予算へ計上しておりますし、年間の維持管理費につきましては、準備期間の中で詳細を詰めまして、平成27年度の新年度予算へ計上していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 観光交流センターの維持管理費、きちんと答弁してもらえないのですが、大体でよろしいので、大体年間3,000万円とか4,000万円、そういう感じでよろしいので、答弁もらえないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

先ほども建設部長が答弁申し上げましたように、この施設につきましては来年度の9月に完成する予定で建設を進めております。したがって、今定例会の平成26年度の一般会計予算の関係

の管理費として当方で予算計上はしてございます。この部分におきましては、完成後にオープンしない状態で3月まで管理する予算というふうなものと、備品購入費の予算を計上しておりますし、ただし平成27年度にオープンした後に必要とする予算というふうなものは、ただ単にこの2倍というふうなことは想定できないわけでございます。あくまでも新年度予算に計上しております管理費というのは、オープンしない状態の管理費でございます。オープンした後の管理費というふうなことは、ただ単に2倍というふうなことでなく、施設がオープンしたことによって経費はまだまだ十分かかることが想定されますことから、来年度詳細な検討をしまして、平成27年度当初予算に計上することになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） それでは、人はどのくらい配置されるものか、そのくらいでも大体はもう予想は立てられるものだと思いますから、人はどのくらい配置するだけでもよろしいので、答弁お願いします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） この観光交流センターにつきましては、新しい施設でございますので、当初から指定管理というふうなことは想定してございません。当初は、経費を積算するために直営で管理したいというふうな思いをいたしております。したがって、観光交流センターの管理の部分におきましては、臨時職員か職員を配置しまして、他の部署、物販コーナー、レストランコーナー、交流コーナー、こちら辺につきましては、貸し館としたいというふうなことで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第19号 平成25年度むつ市一般会計補正予算に反対討論をいたします。

本案は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、いわゆる基幹バス路線の維持補助656万1,000円など市民生活に欠かせない補正予算となっておりますが、不要不急の北の防人大湊地区整備事業費1億3,325万5,000円が追加計上されているものであります。市民からおかしな事業だ、理解できない、どうせ赤字になるものだ、こんな事業より市民体育館を早く建ててほしいという声が増しに多くなっております。北の防人事業の中止を求め、本案に反対いたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第19号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第21号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 議案第21号 平成25年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号～議案第29号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算から日程第29 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第22号に対しまして、質疑させていただきます。今回は、消費税の増税分に関して重点的に質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、消費税引き上げに伴う歳入増の見込みは幾らかということでありまして。地方の消費税配分は、今まで1%だったのが1.7%へ変わったと聞いています。総額でどれだけ増額になったのか、そしてその理由は何かお知らせ願いたいと思っております。

2つ目は、歳出についてであります。これも消費税について、歳出における消費税はどのような規模となるのかということ、国からの指示でその消費税分の増額分の用途を明確にするように指示が出ていると思っておりますが、それはどういうふうになっているかということでありまして。

まず、いろんな事業をすることによって消費税

が発生するのはそのとおりなのですが、人件費や物価の上昇により経費が上がれば消費税も上がると、歳出における消費税総額は幾らと見込んでいるのか、その根拠もお知らせ願いたいと思っております。

次は、総務省自治税務局都道府県税課長からの通知があったと思っておりますが、内容は引き上げ分の消費税収を社会保障の施策に要する経費に充て、事務費や人件費には充てないようにするとともに、予算書や決算書等において明示していただきたいというふうな通知が来ていると思っております。地方消費税分の用途はどのように明確にされたのか、またその通知の詳しい内容についてお知らせ願いたいと思っております。

3番目は、本来地方交付税は、国税のうち所得税、酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%を充てるとしていただいていたのが今までですが、このたび政府から税源の偏在性の是正をするという名目で、この地方税制がいじくられたこととなります。具体的には、法人住民税の法人税率の改正で一部を国税化し、地方交付税とすることになったと思っております。このことで法人税と法人課税に関してどの程度の影響が出たのか。また、地方交付税と税収では地方消費税の見直しがどのように交付税算定に影響したのかお知らせ願いたいと思っております。

最後になりますが、これは予算編成の前に財務部長のほうから出た通知の内容に対してでありまして、財政当局では厳しい状況を乗り切るため、既存の事務事業の廃止や縮小、そして再構築を含めた見直しを促すよう指示をいたしました。今回の予算編成、それによって得られた金額の総額は幾らで、対象と縮小、また見直しの対象となった事業はどんなものがあつたのかお知らせ願いたいと思っております。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) 齊藤議員のお尋ねにお答

えいたします。

まず、お尋ねの1点目、消費税率引き上げに伴う歳入増の見込額と、その理由についてでございますが、予算書の歳入科目第6款地方消費税交付金において、増額分として1億2,444万3,000円を見込んでおりました、この積算に当たりましては、過去3カ年の交付実績の平均値を基礎といたしまして、これに地方財政計画で示されております伸び率25%の増を勘案して計上いたしましたものでございます。

次に、歳出における消費税の総額とその積算根拠についてでございますが、平成26年度予算における消費税の見込み総額につきましては、約6億9,400万円と試算しておりました、消費税総額の積算根拠につきましては、正確な金額を導き出すことは現実的に困難でありますことから、消費税の影響が直接的に及ぶものと判断されます需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費及び備品購入費全体の8%相当額を消費税総額として算出しております。

なお、4月からの消費税率引き上げによる影響額につきましては、約2億6,000万円と試算しております。

次に、総務省自治税務局都道府県税課長通知の詳しい内容と地方消費税増収分の用途の明確化への対処についてでございますけれども、まずこの通知につきましては、平成26年1月24日付、総税都第2号により「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」として、各都道府県税務主管部長及び東京都総務・主税局長宛てに発せられたものでございまして、内容を要約いたしますと、消費税率引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれます社会保障4経費の財源確保にあることから、社会保障・税一体改革大綱において、消費税収については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保

障財源化するとされたことを踏まえ、国分の消費税収については全額社会保障4経費に充てることとされ、また引き上げ分の地方消費税収については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする旨地方税法に明記されましたことを受けて、地方団体においては引き上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示するようにとのことであり、その金額については、平成26年度の地方消費税収の12分の2に相当する額と明示されております。

この通知を受けまして、当市では予算に関する説明書中44ページにおいて、第3款民生費、第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費の一般財源の欄に括弧書きで1億952万8,000円を、同様に46ページの第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において1,492万2,000円を、そして81ページの歳出合計において、引き上げ分相当額の総額1億2,445万円を明示してございます。

次に、法人税率の改正に伴う法人課税への影響と地方消費税の交付税算定への影響についてでございますが、今通常国会に提案されております地方税法等の一部を改正する法律案では、法人住民税、法人税割の税率を都道府県分については現行の標準税率5.0%から3.2%へ1.8%引き下げ、市町村分については現行の標準税率12.3%を9.7%へ2.6%引き下げ、合わせて4.4%引き下げる改正内容となっておりますが、平成26年10月1日以降に開始いたします事業年度から適用されることとなりますので、実際の影響は平成27年度からとなり、この改正による当市の法人市民税については、平成25年度の決算見込みから試算いたしますと、影響を受けることとなる平成27年度においては約3,800万円の減収となる見込みでございます。

す。

地方消費税の交付税算定への影響につきましては、税率引き上げ分相当分が基準財政収入額と基準財政需要額にそれぞれ100%算入されることとなっておりますので、地方消費税については交付税算定への影響はないものと受けとめてまいります。

次に、既存の事務事業の廃止や縮小、そして再構築を含めた見直しによって得られた金額の総額と対象となった事業についてでございますが、議員ご承知のとおり、財政基盤の脆弱な本市におきましては、下北医療センター3診療所の不良債務の解消、むつ総合病院に対する債務負担行為の履行等多額の一般財源を要する行政課題があることに加えまして、繰り返しになりますが、消費税率の引き上げ、電気料金の値上げ、燃料費の高騰、社会保障関係費の増加、普通交付税の減少等財政運営上のマイナス要因がさらに積み重なってくるため、依命通達による予算編成方針におきまして、対策の一つとして指示したものでございまして、また全庁職員がこうした状況を危機感として共有してほしいとの思いから、警鐘を鳴らしたものでございます。

市の単独事業、特にソフト事業につきましては、関係する市民の方や各種団体等への配慮も必要であり、一定のご理解が得られなければ行政側の都合のみを優先させることはできないものと考えております。結果として、平成26年度予算においては、完全に廃止や縮小が行われた事務事業はありませんが、歳入に見合う枠内での事務事業の総量を調整しながら予算編成を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、歳入増加が見込めない現状にありますことから、必然的に歳出の抑制を図っていかなければなりませんし、斉藤議員の一般質問の際にも市長が申しましたように、身の

丈に合った財政運営、財政構造に切りかえていかなければならないものと思っております。そのためにも、ほかの財源対策とあわせ、既存の事務事業の廃止、縮小等には継続して取り組まざるを得ない状況にあるものと認識してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 1点だけですが、先ほどの消費税の税率の上げ幅分を社会保障費に使ってほしいという国の当然指示があったという内容から、今部長が説明したところによると、予算書の中に括弧書きで総額で示しているというふうなことでありましたが、それだと事務費とか人件費とかに使っているのか使われていないのかというところが非常にわかりづらくて、これも国の指示でいくと、別添で参考資料がついているはずですが、それは、各事業ごとにどれぐらいの予算をその事業に充てたのか、消費税分を充てたのかというふうなことを明記したほうがいいのではないかというふうなことです。次のあした以降の予算審査特別委員会に資料として提出することができるのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 今回の国の通知につきましては、既にどこの自治体におきましても予算編成あるいは予算書作成中のことであり、中にはこの明示もできないという市町村もございました。それと、この内容につきましても、必ずこのとおりということではなく、できるだけ明示してほしいということで、その明示の仕方につきましては、国の予算書を参考とするようにということもございまして、それぞれの市町村の立場で任せているというところでもございまして、斉藤議員お尋ねの、はっきり明示できないかということにつきましては、対象事業等、この中では人件費、それから事務費等を除いたものに充当するようにと

というような形で、総枠の中で明示してございますので、その点については予算審査特別委員会のほうでご説明できるものと考えております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 細かくて済みません。今その消費税の上げ分についてというよりも、そもそもその消費税を上げることに對していろんな議論があったわけです、今まで。この厳しい財政状況の中、厳しい生活をしている中で、消費税を本当に上げていいのかというふうな議論があった末に、その社会保障費を充実させるのだというふうな目的だったらいいでしょうということに結論がなつたはずです。地方においても、やはりそれをわかちてもらふためにわかりやすく説明をしてくださいよというふうな指示が出たからこそこういう話を私が今しているのですが、今部長の答弁ですと、予算審査特別委員会の中で一々聞いてくださいというふうに聞こえましたが、そんなことはないと思います。やはり目的が社会保障費にだけ使ってくださいというふうなことになっているので、資料として提出するのが親切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） もともとこの地方消費税につきましても、一般財源ということになってございまして、対象となる社会保障施策についても、例えば生活保護費、児童福祉費、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、国民健康保険、介護保険、年金、それから医療に係る施策という多種多様の事業がございまして、このうちどれを特定して事業に充当したらいいかというところで悩むところもございましたので、総枠の中でこういうふうな括弧書きとして計上させていただいたところがございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 予算書の50ページ、51ページにかかるのですが、第4款衛生費、第1項保健衛生費の第1目、第2目、第4目に共通した市民の保健衛生についてお尋ねいたします。

昨年の厚生労働省が行った平均寿命調査によれば、青森県は男女とも全国最下位なのですけれども、特にその中でもむつ市は男性がワースト8位、女性はワースト16位という県の平均よりも下回るという不名誉なことなののですけれども、まずこの短命県とか短命市の主因、原因、これはどういふふうにご存じかとお伺いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 浅利議員の短命県、短命市の主因、原因は何と考えるかということについてでございますけれども、一言で申し上げますと、生活習慣のあり方、それに尽きると感じております。栄養バランスの悪い食事、塩分の過剰摂取、喫煙、多量飲酒、運動不足、不規則な生活習慣などなど、これらの生活習慣の積み重ねが肥満、高血圧、糖尿病などの生活習慣病となり、がん、脳血管疾患、心疾患などの成人病の発症へとつながっております。市といたしましては、短命市返上に向け、各ライフステージにおける生活習慣の改善、生活習慣病の予防にまずは取り組むべきと考えているところでございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 県でも昨年からは健康意識の底上げということでいろいろ事業を行っているようですけれども、特にむつ下北地方を中心にいろいろな事業を展開するというような動きがあります。それで、この当事者としてのむつ市がどのような事業を行うのか。特にパブリックコメントでむつ市健康増進計画等がありまして、いろいろ市民の意見等も聞いているようですけれども、こういうものを新年度の予算でどのように反映させる

のか、健康長寿に取り組んでいる具体的な市の計画、これを予算の中に反映させているのか、その具体的などころをお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） どのような健康事業を予定していて、新年度予算にどのように反映されているのかという趣旨のお尋ねについてであります。具体的な取り組みといたしましては、がん検診の受診率向上に向け、働く女性支援のためのがん検診推進事業補助金の活用により、これまでの無料クーポン未利用者に対する乳がん及び子宮頸がん検診の受診料の無料化を実施いたします。

また、生活習慣病対策についても、こちらから積極的に働きかけていきたいと考えておりまして、先般青森銀行において従業員や県内企業の健康増進を応援する「あおぎん健康宣言」なる記事が東奥日報に掲載されておりました。市では、早速同銀行むつ支店にコンタクトいたしまして、過日40名ほどの参加を得まして健康教室を開催したところであります。今後健康増進に取り組む事業所などと積極的に連携し、その活動をPRして健康の輪を広げていきたいと考えております。

また、食生活の改善、食育推進の部分では、これまで取り組んできている栄養教室、料理教室の風景をYouTubeに動画配信するなど、インターネットの活用にも取り組むこととしております。さらに、予防接種の分野においては、県内市部のトップを切って、現在任意の予防接種となっております乳幼児のB型肝炎、ロタウイルス、おたふく風邪の3種類の接種費用の助成を実施いたしますこととしております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。いろいろる新しい取り組みもしているということですので、今までの結果として、施策として行っ

てきたことで最終的に平均寿命がなかなか伸びていないということのワーストのかなり上位のほうのあれだという汚名な市になっているわけですので、これから新たな施策をどんどん取り入れてもらいたいと思います。

いろいろ新しい取り組みをしたということなのですがけれども、結局市民がそれに積極的に参加しないと意味がないので、そこら辺の市民が参加することに対する施策的なもの、取り組み的なもの、もうちょっと突っ込んだところをお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 市民にどのような働きかけが必要と考えるかということでございませけれども、今一番必要なのは、市民の皆様健康について関心を持っていただく、また健康の大切さに気づいてもらう、そのような取り組みだと感じております。保健協力員や食生活改善推進員など、地域リーダーとの連携をさらに深めながら、また事業所などに対しても積極的に声がけをするなど、待ちの姿勢ではなく攻めの姿勢で向き合い、市民の皆様、より健康に興味を持ってもらえるような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。

私どもに提示されました提案理由、またあるいは施政方針、あるいはその他の資料をもとに質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、毎年聞いているのですが、予算編成基本方針にもありますが、電源立地地域対策交付金、または地域の元気臨時交付金の有効活用ということをやっておりますが、この具体

的な内容はどのようなのでしょうか。それに見合う事業というのは新年度ではどういうものを行うのか、お聞きしたいと思います。

また、道路ストック総点検事業や橋梁長寿命化修繕事業など、ファシリティマネジメントの考え方による施策が今後ますます重要になってくると考えますけれども、公共施設等総合管理計画とも関連いたしまして、新年度以降のむつ市としてのこれらに対する取り組みというのはどういうふうになっているのか。また、新年度での事業はどういうふうなことをやっていくのか。

続きまして、下北医療センター貸付金が新年度予算からはなくなりました。なくなったことによります新年度予算に対する影響、または下北医療センターのほうの財政運営に支障が出ないのかどうか。

その次に、歳出を抑えていくという方針からいきますと、このたびの新年度予算では普通建設事業費が増加をしております。その要因と、その財源の内訳をお知らせください。

最後に、施政方針の前段でも述べておりますが、新年度における新体育館建設に向けた事業、取り組みというのはどういうふうになっていくのか。

以上、お願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員、4点、5点のお尋ねの中で、2点目の道路ストック総点検事業、橋梁長寿命化修繕事業などのファシリティマネジメント、この考え方によって、どういうふうなことを新年度事業考えたのかということをお答えさせていただきます。

まず前提として、これはもう少子高齢化、人口減少というふうなことで、高度成長期につくられた建物が非常に多い状況の中で、その中で老朽化、そして遊休化している、そういうふうな施設、この部分においては、長期的視点に立った施設の総

量管理、そしてまた長寿命化のための予防修繕など多面的に検討していかなければいけないわけでございます。その考え方がファシリティマネジメントの考え方ということになるかと思えます。この部分におきましては、平成24年度一般会計決算の総括質疑でも述べさせていただきましたが、これまでその考え方が全くなかったわけではなく、公の施設の運営に民間のノウハウを活用するというので、今定例会でも指定管理の部分がございまして、指定管理者制度の導入、そしてまたむつ市みどりのさきもり館、これは大湊水源池公園にありました学習センター、これを転用いたしまして、むつ市みどりのさきもり館、そしてまた旧庁舎の東庁舎、3階建ての、あの部分を文化財収蔵庫に改修するというふうなこと、そういう意味での施設の有効活用、この部分でその施策というふうなことをご理解いただけるものと思えます。

さらにまた、市営住宅のこの分野では、老朽化いたしました公営住宅、この計画的な更新を進めるとともに、予防保全的な維持管理に取り組むべく策定いたしましたむつ市公営住宅等長寿命化計画などにもその理念は生かされているものと、このように思います。

平成26年度の新年度予算に計上しておりますその部分、ファシリティマネジメントの理念に基づいた事業といたしましては、道路のストック総点検事業、橋梁の長寿命化修繕事業は、これはもちろんのことでありまして、下北文化会館、そしてまた金谷公園、これと一体的に魅力ある子育てゾーン、これを創出しようというふうなことで旧東庁舎を活用したキッズパークの整備事業、さらには川内地区を初めとした脇野沢地区、関根地区で取り組んでおります小・中学校の併設計画、これも小中一貫教育の推進を第一義とするというふうなことで、既存の校舎に新たな校舎をつ

くって、全く新たに小・中の校舎をつくるのではなくて、既存のものに付加をしていくと、その機能を追加していくというふうな、そういうふうな形ではファシリティマネジメントの考え方に沿うものであると、こういうふうに認識をしております。

ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど文化財収蔵庫、あるいは北庁舎でございますので、この部分、訂正させていただきます。

そしてまた、国は公共施設等に関しまして、老朽化や利用状況を初めとした現況を把握し、分析し、今後統廃合や長寿命化、安全性の確保などをどのようにしていくのかということ、そのことによって公共施設をどうやって管理していくのか、その方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定するように自治体に要請をすることといたしました。このことを受けまして、市といたしましては、施設ごとに詳細なデータを現在集約しつつあるところでございますので、今後はこれらの結果をもとに、施政方針で述べましたとおり、庁内関係部署の合議体を早々に立ち上げまして、全庁的な公共施設等のマネジメントを組織的に進めていきたいと、このように思うところでございます。決してこれまでの取り組みがファシリティマネジメントの理念に違うような事業の進め方ではなくて、それを十分理解したうえで進めてきたと。そして、また今後それぞれの老朽化した施設をどのような形でうまく使っていくのか、再生していくかの、そういうふうなことが今後の行政に課せられた大きな課題、これもまた身の丈にに応じて、そして縮小するべきところは縮小していかなければいけない、そういうふうな思いで平成26年度の予算を編成したということをご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 中村議員のお尋ねの1点

目、電源立地地域対策交付金、地域の元気臨時交付金を有効活用の具体的内容についてお答えいたします。

まず、電源立地地域対策交付金についてですが、新規事業では、むつ消防署救助工作車整備事業、市営牧野農作業機械整備事業、小学校教育用パソコン等更新事業の3事業に、継続事業では予防接種助成事業、乳幼児等医療費給付事業、インフルエンザワクチン予防接種推進事業、一般廃棄物収集運搬等事業、スクールサポーター、外国語指導助手、小中一貫教育学習支援員配置事業、消防活動提供事業、保育サービス提供事業等19事業に充当することとしております。電源立地地域対策交付金は、自主財源に乏しい当市におきましては、ソフト事業、とりわけ単独事業を実施するための貴重な財源となっており、またハード事業につきましては、起債の借入れを抑制し、後年度の財政負担を軽減する効果が期待されるものであります。

また、地域の元気臨時交付金につきましては、金谷川排水路整備事業、高野川護岸整備事業、下北文化会館の空調設備及び給水給湯設備改修事業に充当することとしております。この交付金につきましても、起債の借入れの抑制につながり、後年度の財政負担の軽減効果が期待されると考えているところでございます。

次に、お尋ねの3点目、下北医療センター貸付金がなくなったことによる新年度予算での影響、また下北医療センターの財政運営に影響はないのかというお尋ねにお答えいたします。

まず、下北医療センターにつきましては、市からの財政支援により3診療所の不良債務の解消が進み、財政状況が一定程度改善したことや、平成26年度から下北医療センターの金融機関における一時借入金利息がこれまでの1.4%から市と同じ1.1%に引き下げられることから、平成25年度を

もって臨時的な措置であります短期無利子貸付制度を終了することとしたものでございまして、これまで当該年度の4月初めに貸し付けし、翌年の3月末に返還していただいておりますが、平成26年度予算で計上されないことによる影響につきましては、当該貸し付けに係る市の一時借入金の減に伴う利息支払い額の減少が想定されるところでございます。

しかしながら、一時借入金は当該貸付金のみならず、市の各会計全体における歳入歳出を見きわめながら、資金の不足状況により随時機動的に運用されることや、その運用内容も毎年度異なるために、具体的影響額の把握は難しいものでありますが、適切な一時借入金の運用に意を配し、できる限りの利息支払い額の軽減につなげてまいりたいと考えております。

また、下北医療センターの財政運営への影響につきましては、一時借入金の利息支払い額に一定程度の増加が予想されるものの、具体的影響は市と同様に把握が難しいとのことではありますが、市の負担金による支援を含め、財務環境の健全化に努めたいとの意向を伺っております。

いずれにいたしましても、市においては今後も引き続き下北医療センターに対する計画的な財政支援を行いつつ、双方が適正な財政運営につながるよう留意してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの4点目、普通建設事業費が増加しているが、その要因と財源内訳はについてお答えいたします。普通建設事業費の増加につきましては、前年度比3億9,990万8,000円増となっております。北の防人大湊地区整備事業費4億5,248万円が主な要因でございまして、財源は国の社会資本整備総合交付金1億1,709万7,000円、公共事業債等の3億2,580万円となっております。これは、当該事業が平成24年度において国の経済対策に対

応するため、3月補正予算で繰り越し事業費3億8,500万円を前倒ししたことにより、平成25年度当初予算が5,257万2,000円に縮小された影響によるものでございます。

そのほかの要因といたしましては、これまで設計等を進めてまいりました横迎町中央2号線整備事業費が前年度比1億7,211万1,000円増の2億2,926万円、財源といたしましては社会資本整備総合交付金1億3,755万6,000円、合併特例債等9,170万円、また全額一般財源であります懸案の脇野沢不法投棄現場廃棄物対策事業費が前年度比8,958万6,000円増の2億351万2,000円となったことや、魅力ある子育てゾーンの核となります施設としてキッズパーク整備事業費が、全額合併特例債等により新たに1億530万円を計上したことによるものであります。

なお、普通建設事業費の主たる財源である起債の確保に当たりましては、元金償還額から起債発行額を差し引くいわゆるプライマリーバランスの黒字化を図るなど、その取り扱いには留意しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村正志議員のお尋ねにお答えいたします。

新年度での体育館建設に向けた事業についてのお尋ねであります。3月10日の一般質問において市長答弁しているとおりであります。本年度は実行予算として計上しないものの、まずは建設用地の確保について、極力財源の伴わない方向で模索している途上にあるということですので、改めてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、何点かお聞きいたしますというか、最初の電源立地地域対策交付金、これ毎年聞いておりますが、むつ市の財政にとっては本当に貴重な財源であるということで、この

交付金が別な使われ方をもしたとしたならば、むつ市の予算は組めるのかなという、そういうふうな心配を毎年しておりますので、毎年聞かせていただいております。このことについては、再質疑はございません。

次のファシリティマネジメントについての考え方なのですが、市長の話でも理解をいたしますし、またその話の中でも、これに類似したこれまでの事業、たくさんあったわけですね。それに対してのいろいろな計画も何本かあるというのはわかります。そうしますと、その先ほどの説明の中にもあった公共施設等総合管理計画というのがございますが、何でしょう、計画がいっぱいあり過ぎてよくわからないと。要はそれに一本化した形がいいのかなというふうなふうに私は今の説明聞いて思ったのですが、そういうことによって、よく言う持続可能な財政運営の観点から見ても、後年度の財政負担の軽減とか平準化とか、そんなのがわかりやすく見えてくるのかなというふうな考え方をしております。そこで、この公共施設等総合計画の完成時期といいましょうか、それはどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

あと、最後体育館ですけれども、一般質問のときも答えをしておりましたが、施政方針の中では、市長は早急に対処すべき問題と認識していると。この早急の受けとめ方なのですよね。それぞれ早急の受けとめ方は違うと思うのですが、どうなのでしょう。市長の言う早急とは、どういうふうな意味合いなのでしょう。そこを再度、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、ファシリティマネジメントのほうの計画がいっぱいあり過ぎるのではないかなというふうな部分、これを公共施設等総合管理計画というふうなのにな一本にまとめたというふうな思いでのお尋ねかと思っておりますけれども、

やはりそれぞれの国の担当のほうのその組織によって、例えば橋梁長寿命化修繕計画、これを立てなさい、そしてまた学校については、その補助制度を受けるためには耐力度調査をしなければいけないと、そういうふうなことで、やはり今後国のさまざまな補助を、我々とすれば財源がありませんので、補助制度をうまく利用するためにさまざまな形での計画にのっとってやっていかなければ、調査をしていかなければ補助がなかなか進まないというふうな部分があるわけですし、その部分についてはご理解いただけるものでないかなと思います。

しかしながら、補助があるからというふうなことで、先日もこの議場の中で一般質問の際にお答えをしたかと思うのですけれども、やはり自分の体力に応じた、身の丈に応じた形の中で、補助があるから、これに乗っかるというふうなことではなくて、そこにはやはり緊急性の高いもの、この部分については、その計画を立てて補助に乗っかるような調査をしてやっていると、こういうふうな取り組み方が必要なのではないかなと、こういうふうなふうに思っております。

この計画につきましては、1年から2年の中で作り上げていかなければいけないと、こういうふうな考えておるところでございます。

それから、体育館の部分のお尋ねがございました。早急に取り組みというふうなこと、この部分をどういうふうに捉えたらいいのかというふうなことは、まさしく文字どおりでございます。それで、終わりません。やはりこの部分においては、今内部的に非常にその部分で実行予算として新年度は計上しておりませんが、繰り返しますけれども、建設用地の確保など、極力財源の伴わない方法がどこにあるのかというふうなこと、さまざまな今各方面と組織と調整をしている場面のところもございまして。また、こちらのほう

で検討を深めているところもあります。その部分においては、議会のほうに、仮にそういうふうな形が相整えば、年度中の当初ではなくて、年度途中でもまとまれば、そういうふうなもろもろ条件が整いましたら、当初予算に限らず調査費等の対応は途中での補正予算の対応ということもあり得るのかなというふうに思っております。この部分においては、やはりこれまで政策として進めてきているところ、本当は平成26年度からやりたいもの、平成27年度からもやりたいものがございます。そういうふうなことを少し先延ばしにするというふうな事情も出てくるものではないかなと。つまりこれは、体育館はそういう意味では喫緊の課題であると、こういうふうな認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 大きく言って3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、この施政方針であります、この施政方針を受けて今回の平成26年度の予算がつくられたというふうな意味では、大変この施政方針というのは重要だなというふうに私は思っております。この施政方針には、何とうたってあるかといいますと、原子力のみならず太陽光や風力、地熱といった再生可能エネルギーなども含めたエネルギーのベストミックスが必要との考えはこれまでと変わりはないという意味では、原子力を推進してほしいという立場は変わらないというふうな施政方針を受けた平成26年度の予算となっているということです。

そこでお聞きしたいのですが、一応この施政方針の中でも、ゼロベースで全て見直しをしたというふうなことも、片や書いてあります。そういう

意味では、この原発推進など、余り従来と変わっていないというふうには私思うのですが、この原発推進に固執するということから根本的に見直しをするということはなかったのかどうかというのをまず最初にお聞きしたいなというふうに思います。

私は以前にも一般質問で聞いたことがあります、自治体で原発を推進すべきだと施政方針に書いているのは、市のほうに聞いても、ほかの自治体では見当たらないと。まさにむつ市が特異な施政方針を掲げているというのは、宮下市長と私とは、そこは一致したところでございます。ですから、特異なむつ市の施政方針だということは確認させていただいたところです。

それで、今国では原発は経済産業省が推進するという役割を果たしておりますが、原子力規制委員会は文部科学省の中に入って規制をいろいろ図るということでもあります。そういう意味では、原子力規制委員会は推進勢力ではないのです。市長がIAEAに行ってプレゼンテーションをしたこのIAEAの国際基準を見ても、規制機関というのは原子力の推進に対して責任を負ってはならない、また加盟国内のこの責任を有する組織から独立していなければならないというふうなうたって、確かにこのとおり日本の原子力規制委員会は田中委員長も表明しているというところであります。こういう状況の中で、各自治体の役割というのは、やはりその地域に住む市民の、住民の健康、財産、こういうのをきちんと守るとするのがこの全体の中ではそういう役割が分担してあるというふうに思います。

そこで、私はこういうお尋ねをしたいところが、そこでむつ市政は原発を推進してほしいというのを施政方針にうたっているということは、国のほうで原発関連のことをやると、すぐむつ市は協力しますよということを表明したに等しいのです。

この原発については、いろんな問題があることは、市長は矛盾はないと言っておりますけれども、賛否が分かれて非常に重要な問題です。こういう問題を宮下市長一人で推進するべきだということで支持して、それを施政方針に掲げるといのはどうなのかなと。やっぱりこういうところからゼロベースで本当は見直すべきではないかなというふうに思いますので、まずそこを、見直し始めたかどうかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

2点目ですが、むつ市の収入面、支出面での大きな構造的な問題は何だというふうに考えるかということです、収入と支出。構造的な、ですから今特別に支出がふえたというのではなくて、構造的にやっぱり抱えている問題は何であるかというふうに市は捉えているか。また、それを改善するための平成26年度の予算になっているかというのを確認する意味で、そこをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。それこそゼロベースで、そこら辺もきちんと見直しをされているのかどうかです。

3点目ですが、ほかの自治体と比べてむつ市政、この予算の中で非常に進んでいる点、またはおくられている点はここなのだと、でもこういうところはやっぱりこういう意味で長い目で改善していきたいとか、そういうところがあれば、主にどういうところかというのを、まずこの3点、大きくお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成26年度の一般会計の予算のご審議をいただいている中で、非常に質疑の内容として私はいかがなものかなというふうな思いをいたしたところではありますけれども、あえて答弁をさせていただきますならば、まずこの原子力の部分、この部分は勝手に横垣議員、横垣議員とこの宮下が一致していると、勘違いしないで

ほしいなと、こう思います。先ほど一致しているというふうなご発言がありましたので、ここは訂正をしてもらいたいと、こう思います。一致しておりませんので。

それから次に、余り予算以外の発言をいたしますと、議会のルールから反しますので、その部分には十分留意をしてお話をさせていただきますけれども、健康と財産を守るというふうなところ、この部分は横垣議員とは一致しております、行政を進める中で。そこで、先ほど中村議員からのご質疑に対しまして、担当部長からご説明をいたしました電源立地地域対策交付金、この部分では、健康と財産を守るために、この交付金が非常に大きな役割を果たしているということをまずお伝えをしなければいけないのではないかと、こう思います。その部分においては、先ほど中村議員のときにご紹介をいたしましたように、むつ消防署救助工作車整備事業、これはまさしく市民、そしてまた下北圏域の方々の命と財産を守るというふうなことでは非常に大きな役割を果たす。平成2年に購入してかなり老朽化している、もうガムテープを張って走っているというふうな状況、この部分を平成26年度、この交付金を充当して対応するのだと。それから1次産業、この部分に対しても、牧野の農作業の機械等を整備しましょうと。そして、横垣議員も大切に思っている子供たちの教育、この部分においては、ソフトが、これ変わりますので、小学校の教育用のパソコン等更新をしよう。さらに、子供たちの乳幼児等医療給付事業、そしてまた予防接種事業だとか、こういうふうな形で、この電源立地地域対策交付金が、自主財源がほとんど23%、24%くらいしかない本市においては大きな役割を果たしているということはぜひ一致してほしいなと、こういうふうに思います。これを全否定されるというふうな形の中で原子力エネルギー政策についてのご発言ありましたけれ

ども、私自身この部分においては、予算審査でございますので、こういうふうなメニューを紹介させて、私の回答とさせていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、収入面、支出面での大きな構造的な問題は何か、他の自治体と比べて進んでいる点、おけている点は何なのか、これはお答えをさせていただきたいと、こう思います。

構造的な問題では、収入面では市税等の自主財源比率が、今お話をいたしましたように、23.5%でございます。そして、依存財源比率が76.5%ということで、依然として財政基盤が脆弱であります。そして、支出面では、この下北半島の中核都市としてのむつ市、果たさなければいけない役割がございます。横垣議員も下北地域広域行政事務組合の議員でございます。この部分での支出、負担金、そして下北医療センターへの負担金、こういうふうな形で補助費等の割合が県内他市と比較しても突出をしているというふうなこと、この部分で非常に財政基盤が脆弱であるというふうなことで答弁とさせていただきます。

1つうっかりしていました。他の自治体と進んでいる点、おけている点と、この部分でどこをおけているのか、どこが進んでいるのか、これさまざまなスケールがあるわけでございますので、平成26年の1月1日現在では、全国1,742団体、市区町村でございます。それぞれが独自の行政運営を行っておりますので、一概に比較するというふうなことは無理があるのではないかと、比較のしようがないのではないかとということでありますので、この部分についてはお答えはなかなかできないものと。

また、当市においておけている点は何かというふうな部分、いっぱいあります。中央の体育館がなくなりました。周辺の体育館は、旧町村、合併以前の町村の体育館は、今使っていただい

ります。また、周辺の高校の部分の体育館もお世話になっております。そういうふうなことでの社会インフラ、この整備がいまだ十分だと、こういうふうには私は胸を張って言える状況ではないと。道路の補修、そういうふうなものもそうでございます。そういうふうなことで、比較はできませんし、インフラの整備、これらも着実に進めていくことが我々世代、また私に与えられた責務であり、そして財政も健全化していかなければいけない、こういうふうな思いでの平成26年度の当初予算でございますので、エネルギー政策については回答は控えさせていただきますけれども、説明の中で十分ご理解できたものと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 横垣議員に申し上げます。

けさほども発言の注意について議長からお願いをしました。発言内容が議題外にわたって、その範囲を超えておりますので、発言にご留意のほどお願いします。2番。

○2番（横垣成年） 原発については、逸脱しているということですか。

○議長（山本留義） 範囲を超えてと、逸脱ということは言っていない。

○2番（横垣成年） 予算にかかわって聞きたいと思います。

○議長（山本留義） だから、その範囲はもう超えていると、私は議長として……注意して発言してください。

○2番（横垣成年） 再質疑させていただきます。

市長の今の原発推進に固執する市政ということは変わらないということではありますが、結局今の市長の答弁ですと、自主財源が24%しかない、それにおいて、原発関連の交付金で多大なやっぱりむつ市は恩恵を受けているという答弁に尽きるわけがあります。ということは、原発に固執することは、この原発関連の、いわゆる原発マネ

一が欲しいがためにむつ市政は原発を推進してほしいということによろしいということでもありますよね。一応むつ市の財政が貧弱だ、だから原発関連の交付金が欲しい、それだけで、原発が例えば危険なものであろうとなかろうと、とにかくその原発マネーが入ってくるからむつ市政は原発を推進してほしいという立場であるという理解にしかありません。市長、そういうことでいいのかわかというのをお聞きしたいと思います。

それと、私が心配しているのは、そういう市政であるがために、逆に財政が歪んで、またいろんな地域経済の、本当はいい方向に発展するのが、それに固執するがために歪んでしまって地域経済がおかしくなってしまうというのを心配する市民が多くございます。だから、そういうところも含めて私は、市長に関しては、この点についてはもっと広く市民の意見、いろんな情報を集めた、そういう姿勢にやっぱり徹するべきではないかなというふうに思っておるのです。

○議長（山本留義） 横垣議員、あなたの思いはここではできませんので、もう範囲を、簡明ではありませんので、もう少し注意をしながら発言をお願いします。

○2番（横垣成年） だって、そういう、なるほど。だから、とにかく市長としては、やっぱりそういうもっと意見を聞くような形での市政運営をして、やっぱりそういう予算範囲、予算づくりをしてほしいと、いろんな角度からの。やっぱり地域経済、本当にこれでいいのかわかとか。例えば…

（「質問しろ、質問」の声あり）

○2番（横垣成年） 質問、今順次3つやっていますから。そういうとにかく、市長、そういう姿勢をきちんとこれからやっぱりやってほしいという、そういう考え方はどうですかというのをまずお聞きしたいというのと、3回しか質疑できません

んから、あとまた別のほうもお聞きしたいのですが。そういうところです。

今世界では、やっぱりこの原発が、再生可能エネルギーの方向にほとんどシフトしておりますので、そういう意味で本当に地域経済の発展になるのかどうかという……

○議長（山本留義） 横垣議員、要望とかそういうのは、あしたの特別委員会でどうぞしてください。ここは、要望とかする場所ではありません。

（不規則発言あり）

○2番（横垣成年） 質問させていただきますけれども、そういう人の話を聞く、そういう姿勢があるかどうかというところをやっぱりお聞きしたいと思います。

次、むつ市の収入面、支出面での大きな構造的な問題は何だと考えるかということですが、まさに支出の面では下北地域広域行政事務組合、下北医療センター、いわゆるこの負担が非常に大きい。これは、私もそこをぜひ指摘しておきたいというふうに思って、これをちょっとお聞きしたのでありますが、いわゆるこれに対してこの新年度予算はどのような対策をとっていくのかというのがちょっと見えない。そこのところ再度、どういうふうに対策をとるのか。やっぱり下北地域広域行政事務組合でも本来の負担よりも倍以上も負担がふえている。やっぱりこれを縮小するためにむつ市としてはどういうふうなことをこの予算では対策をとっているのかというのをお聞きしたいし、下北医療センターは15億円、貸し付け改善したという意味では、1つは前進かなと思っておりますが、それ以外でもやっぱりもっともっと縮小するべきではないかなというふうに思いますので、そこのところの考え方をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、他自治体と比べて進んでいる点、おくられている点は主に何か。確かに最後のほうに、や

っぱりインフラの整備がおくれている、これも私も指摘しようかなと。砂利道が多いとか、下水道普及率がまだ数%、そういう状況だとか、ということで、そういうところにこれからこの予算ではどういうふうに手を打ったのかというのをやっぱり現状を分析、そこら辺の反映の仕方がどうだったのかというのをちょっと再度お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長、横垣議員からちょっと教えてくださいということでありますので、ちょっと教えてください。市長。

○市長（宮下順一郎） 前半のほうが非常に一般会計予算の質疑と、私も議長を経験しておりましたので、その部分においては質疑ではなくて質問、つまりご意見を述べる場面のご発言だなと、私はそう考えました。しかしながら、そのご意見を述べる中で、非常に私を決めつけてしまっている発言、そちらのほうに追い込めてしまうような発言が多々ございました。この部分は、ぜひとも改めてほしいなと、こういうふうに思います。

原子力政策については、この部分で推進に固執する市長というふうなご発言がございました。私は推進に固執するというのではなくて、安全を第一義として、そして原子力政策、エネルギー政策はベストミックスを目指して取り組むべきであり、今国の基本計画の中で、エネルギー基本計画の中でベースロード電源というふうな形、安定している電源、この部分は安全を第一義として進めていくべきだし、再生可能エネルギーも取り入れるべきだと、こういうふうな発言を私はこれまでもしておりますし、これからもその部分については同じ姿勢であります。この部分を推進に固執しているというふうなこと、もう本当に悪者にするようなこじつけ、決めつけをするようなご発言はいかがかなと、こんなものを感じております。そしてまた危険なものであると、こういうふうなも

ろもろ私の発言を曲解して、曲げて解釈をして、こういうふうな公の場所で、そしてエフエム放送を通じて市民の皆様方にお聞きいただいているということは、非常に決めつけの中で追いやるといふふうな手法は、これまでと全然横垣議員変わらないなと、こんな感想を持った次第でございます。お叱りを受けるかもわかりませんが、そういうふうに思います。

そして、市民の情報をもっとこの部分について集めよと、求めなさいというふうなことをお話がありました。この部分においては、さまざまな形で私は横垣議員よりも幅広く市民の方々のご意見を伺っているつもりでございます。横垣議員のお話も伺っております。また、同じ所属する政党の方々のご意見も先般は医療について真摯なご意見を伺った次第でございます。そしてまた、さまざま老若男女の方々、さまざま多くの方々、そしてまた町内会長さん方初め行政連絡員、そういうふうな方々を通じて、さまざまなご意見を徴して、そしてその部分において自らの考えを述べ、そしてその部分が集約されたものが施政方針であると、こういうふうにご理解をしてもらえればなと、こういうふうに思います。

構造的なこの部分でのお話、下北地域広域行政事務組合、下北医療センターに対して対応が見えないというふうなことでございますけれども、これは下北地域広域行政事務組合のほうは下北地域広域行政事務組合でご議論をいただきたいと。その部分においては、各構成町村の中で、この部分を案分し、そして負担金として市として提供しているわけでございますので、この部分でのご審査に委ねたいと、こう思います。

下北医療センターのほうは、これは先ほどちょっと横垣議員勘違いをしているかもわかりませんが、12.5億円の借入金、この部分がむつ市は今まで当初お貸して、年度末にこちらのほう

で頂戴するというふうな、むつ市が一時借入金の貸し主としてやってきたわけでございます。この部分が解消されたというふうなことでございます。これは単に、先ほど答弁したと思うのですが、金利の部分を下げたと、対金融機関が。この部分もあります。しかしながら、金利を下げる事ができたと、できるような少しずつ体力が回復してきていると、こういうふうに評価をしていただいたわけでございますので、金融機関が金利を下げたということで、むつ市としてはその部分で一時借入金を提供する必要がなくなったというふうなこと。これは、ひとえにむつ総合病院のほうの経営が一步步改善されてきたというふうなことでの評価だと思います。

一方、むつ総合病院のほうの収入をどんどん上げるというふうなことにする手法もまたあろうかと思えます。これは、やはり当市の国保のほうに影響が出てくるわけでございます。これは、もう十分若いころ、医療機関等でお勤めになった横垣議員ですので、ご理解はできるものと、こういうふうに思いますし、この部分でのそれぞれの団体でご審査をいただき、そして事務調整をしてこういうふうな形でやっているということでご理解をいただければなと思えます。そんなところだと思います。

以上でございます。

(「インフラのこと」の声あり)

○議長(山本留義) インフラのことで、ちょっと話ししてください。

○市長(宮下順一郎) インフラのことでちょっとお話をさせていただきます。

やはりこれもさまざまな形で財源が不足しておりますので、非常に苦しい財源を調整しながら、計画的に進めているというふうなことでございます。雪の話をしみますと、また今晚あたり大雪になると困りますので、あえてお話をいたしませんけ

れども、非常に今後これからご審議をいただくわけですけれども、専決処分を繰り返してやっていかなければ状況であると、こういうふうなところもやはり体力がないわけでございます。財調すらも底が見えるような状況になってきていると。ですから、持続可能な財政運営をして、そしてその部分でどういうふうな形で市民サービスを低下させないか、そして満足度を高めていくのかというふうなことが我々に求められている課題であるということで、これからも相努めていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長(山本留義) 2番。

○2番(横垣成年) 最後であります、ちょっと下北地域広域行政事務組合のほうは、何かそちらで議論すればいいというふうな答弁であったので、ちょっとここはもう少し市としてどういうふうにかこの負担金を減らすのかという、取り組みが全然聞けなかったものですから、そこをもう少し詳しく教えていただければなと。

あと下北医療センターのほうであります、ここの負担については、本当にこのむつ市の小さい財政では本当に負担が大きい。ですから、この負担を減らすために、もう少し努力をしてほしいなというふうに思うのです。だから、もっと県に負担を求めるとか、やっぱりそういうところのアクションももっと起こしてほしいと思うのですが、そこら辺もっと負担、本当に財政大変なのです。そういう意味では、もっと県の支援を仰ぐというふうな考え方はないかどうかというのもちょっとお聞きしたいなと。

○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下順一郎) 下北地域広域行政事務組合のこちらから出していく負担金を減らす方向にしないというふうなことでございますけれども、あくまでもこれは案分やって、下北地域広域行

政事務組合の部分でやっているわけでございます。下北地域広域行政事務組合は下北地域広域行政事務組合のほうでさまざまな形で努力をし、そして構成団体のほうと事務的な協議を進めてやっているわけでございますので、これ以上減らせといっても、なかなか減らすことができないのではないかと。また、むつ市でもやっていかなければいけない事業、これは下北地域広域行政事務組合の部分になりますので、余り深く入りませぬけれども、古い建物、今改修中でございます。この部分は、非常にさまざまな部分での弱い立場にある方々、子供たちをどういうふうな施設で育てていくか、こういうふうなところもやはり負担はせざるを得ないわけでございます。そういうふうなところは、当然下北地域広域行政事務組合のほうで横垣議員はご発言をしているわけでございます。その部分は、余り高過ぎるのではないかというふうなお話もかつてあったようでございます、記憶がございますけれども、それは管理者ですので、今市長の立場ですので、お話しはしませんけれども、そういうふうな形で取り組んでおるということでご理解をいただきたいと。

県へ話をしなさいということでございますけれども、横垣議員、県会議員になってお話をしてもらえればと、こう思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ここで午後3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（山本留義） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（山本留義） 次に、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。  
15番中村正志議員。

○15番（中村正志） むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑をさせていただきます。

議案第6号でも大分議論があったのでありますが、むつ市は本年の1月にむつ市国民健康保険財政健全化指針を出しております。その中では、保険税率の改定、一般会計からの法定外繰り入れと医療費の適正化に向けた諸対策ということで、3本柱で健全化を目指しているところでございますが、その中の一つの医療費の適正化に向けた諸対策につきまして、新年度予算の中ではどのような事業を行っていくのか。また、特にその中で効果が高いと思われますジェネリック医薬品の使用促進による保険給付費の削減目標というのは幾らくらいを目標にしているのかお答え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 中村正志議員のお尋ねにお答えします。

まず1点目の医療費適正化に向けた諸対策であります。これまでも特定健診、保健指導事業、レセプト点検、ジェネリック医薬品利用差額通知事業、重複頻回受診者への保健指導、健康ウォーキングや食生活改善事業などを実施してまいりま

したが、今後の新たなる対策といたしましては、平成26年度から特定健診の受診料の無料化を図ることとしております。既に平成25年度から個別検診の委託先の拡大を図っており、無料化によって一層受診しやすい環境の整備が図られ、病気の予防、早期発見につながり、将来の健康寿命の延伸にもつながる第一歩になるものと考えております。

また、特定保健指導の動機づけ支援の対象者向けに運動教室を開催し、そのカリキュラムをDVDとして配布し、自宅でも持続できる仕組みをつくることとしております。さらに、食の改善事業としては、減塩などの食生活改善レシピの公開にも取り組み、食事と運動の両面から市民の健康づくり事業を推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、医療費の適正化のために実りある保健事業を推進していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、2点目のジェネリック医薬品の使用促進の目標額につきましては、これまでジェネリック医薬品希望カードの配布や差額通知事業を実施させていただき、むつ市については平成24年度末の数量シェアで25.94%となっております。今後とも被保険者及び医療関係者の一層のご理解をいただけるよう普及促進に努め、指針でもお示ししておりますとおり、平成28年度で数量シェア31.86%、金額にして年間約1,000万円の医療費削減を目標としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これにて中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第27号は、市営住宅用地を取得するための議案であります。場所は、旧田名部駅周辺ということになってはいますが、まちなか居住の目的と今後の展開、そして将来構想について説明をお願いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの齊藤議員のお

尋ねにお答えいたします。

当市を初めとする全国の地方都市の中心市街地では、少子高齢化の進展や郊外への人口の流出による人口減少により空き家の増加や地域コミュニティの弱体化が進んでおります。このような状況を踏まえ、まちなかにおける居住人口をふやし、衰退したまちなかを再び活性化させるため、まちなか居住を推進するものであります。

当市においても、平成23年度から田名部地区の再生に向けた官民連携によるエリアマネジメント支援事業での取り組みや商工会議所からの要望を踏まえ、まちなか居住の推進について検討されてきたところです。市として将来的に田名部まちなか地区における市営住宅の建設を目指すものでございます。

むつ地区の老朽化し、狭小な既存市営住宅は、議員ご承知のとおり耐用年数の30年を超過した木造住宅が約半数を占める183戸点在しており、現在も117名の方が入居しております。これらの市営住宅につきましては、平成22年度に策定されたむつ市公営住宅等長寿命化計画において、建て替え及び用途廃止することとしており、現在建設事業着手中の緑町団地及び川内・木団地建設事業終了後の建て替え事業の中で古い市営住宅の一部をまちなかに移していくいわゆるまちなか居住を進めてまいります。今後は、現在取り組んでいるエリアマネジメント支援事業の先導的事業として、商業施設、医療施設、金融機関、バスによる公共交通施設等の生活利便性施設が集積している田名部まちなか地区において、高齢者などの買い物弱者の利便性を高めるため、超高齢化社会にも対応できるまちなか居住を推進してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） このまちなか居住については、北海道伊達市が先進地で、効果が絶大だというふ

うなことは過去に聞いたことがあります。それに似たような、またはそれに近いものにしていきたいというのはよくわかります。ただ、市営住宅を建設するその規模、例えば例を言うと、1棟建てて終わりということになってしまうと、では何のためにそういう目的でやっていくのかということになりますので、今後その田名部駅前周辺だけではなくて、例えば本町商店街または明神町とか田名部町とか、あの周辺にどういうふうに展開していくのかとか、いろいろ構想がないと、今1回市営住宅を建てる用地を取得しただけで終わってしまうということは困るわけです。なので、やっぱり将来どういうふうにしたいのかということをもっと明らかにしていくべきだというふうに思いますが、今回の用地取得については、今後どういうふうな規模の建物、棟数になっていくのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 今回購入する用地に関して、建設する予定の住宅の規模というお尋ねでございますが、ただいまも申し上げましたとおり、2団地の今建て替え事業を進めておりまして、今後いわゆるまちなか居住を進めるに当たり、市内に点在している住宅をどのような形で、どのくらいの規模で、どういう世帯構成を目指した住宅の建て方をするのかというのは、まだ課題として残っておりますが、詳細はこれから詰めることとなりますが、それによっては中高層ということもあるかもしれませんが、現段階ではそういう整備手法も検討しておりますので、整備手法を検討しておるといっては、これは民間活力を活用して、PFI等の検討も同時に進めておりますので、その辺の採算ベースに合う建て方、それと財政の支援が可能な建て方というふうなこともあわせて検討しておりますので、その規模はこれから徐々に絞り、先ほども申しましたとおり、ここを先導的な

役割の土地としていきたい。それと、ここだけに限ってもらっては困るというお話でしたので、これに関しましては、柳町地区の用途地域を平成22年度に見直したことも、その周辺にまちなか居住を志していただきたいというような趣旨で用途地域の見直し等もやっておりますので、これからの課題はまだ多々多々ありますが、あわせて検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 一部斉藤議員と重複するかと思いますが、質疑をさせていただきます。

まず、むつ市公営住宅等長寿命化計画のこの見直しの概要というものはどのようなふうになっているのでしょうか。

また、このたびの新規事業決定までの流れとその手順についてを再度お知らせ願いたいと思います。

加えて平成27年度以降の事業計画、整備内容等はどうか。

まちづくり会社がこの地域にはございますが、それとの連携はどのようになっていくのか。

あと、今回財源が全て起債となっておりますが、それ以外の手だてはなかったのか。

以上をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市公営住宅等長寿命化計画は、公営住宅等ストックに関する長寿命化の視点から、むつ市における効率的な市営住宅の更新計画として平成22年度に策定したものであります。現在計画策定から3年が経過しておりますが、建て替え事業の必要性の高まり、その後の社会状況の変化等を踏

まえ、老朽化し、狭小な既存市営住宅入居者に対し、住みかえ意向を把握するための意識調査等を実施し、現在建設事業実施中の緑町団地及び川内・木団地建設事業終了後の整備計画について見直しを図っております。

見直しに当たりましては、平成23年度から進めておりますエリアマネジメント支援事業の実施により組織された田名部まちなか再生協議会におけるまちなか再生のためのまちなか居住の検討や、むつ商工会議所からのまちなか居住施設の推進に関する要望についての検討を踏まえたうえで、その先導的事业としてまちなか団地建設に着手することとしたものであります。

今後は、用地取得後、建て替え対象団地の現況の整備、必要な規模や戸数、附帯施設等の種類や規模、民間活力の導入も視野に入れた事業手法の検討を行い、現在建設事業着手中の緑町団地及び川内・木団地建設事業と並行しながら実施してまいります。

まちづくり会社との連携についてであります。エリアマネジメントの動きを受け、昨年平成25年6月に市内の民間企業等の出資により高齢者等の住環境にふさわしいエリア構築をコンセプトとした田名部まちづくり株式会社が設立されたところであります。地区内における核店舗の建設や既存大型店の再生等を事業計画とし、現在事業可能性調査を実施されているところであります。このような民間活力によるまちづくりの機運が高まっている中において、田名部まちなか再生協議会では、まちづくり会社と連携したまちづくりを進めることを重要視しており、市も本事業を打ち出すことがまちづくりをさらに進めるための先導的の位置づけになるものと考えております。

財源を全額起債としているが、そのほかの手だてはないのかにつきましては、事業計画決定後、社会資本整備総合交付金等の財源にて買い戻す計

画としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） まちなか居住の考え方には、私も賛同するのでありますが、今の説明を聞いていますと、とりあえず取得すると、ただそれ以降の事業計画は今のところまだ決まっていない。そういう段階で、先行取得するというのはどうなのでしょう。今のむつ市の財政から考えて、私はベターな選択なのかなというふうな疑問を持ちますが、その点についてお答えを願いたいと思います。

また、今回の計画の見直しにつきましては、まちづくりですから、むつ市の最上位計画であります長期総合計画でありますとか新市まちづくり計画、あるいはそれこそ都市計画マスタープラン、あるいは中心市街地活性化基本計画というものもあったかと思いますが、それらとの関連についてはどのような見直しといたしますか、すり合わせをしたのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、今出されています資料を見ていますと、7,300平米ということで2億6,990万円ということを単純に割りますと、1平米当たり3万6,900云々というふうな単価というふうな考えていいのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 今回の用地取得は、時期尚早ではないかというご指摘だったと思いますが、本事業を進めるに当たり早急に用地を確保して、市としてはまちなか居住を推進するまちづくりの方向性を打ち出す、意思表示するというところでこれに対処してまいりたい。それには、むつ商工会議所等からの要望も平成23年度にもありましたが、まちづくり協議会の中でもまちなか居住が強く求められております。まちなか再生協議会においては、平成25年度内の報告書取りまとめに向けて現在鋭意会議を重ねているところでございま

す。

一方、まちづくり会社においては可能性調査をしており、その中でも可能な部分においてはそういう住居に関することも検討してまいりたいとしているところから、市としても官民連携した中でまちなか居住は可能なものと考えておりました。先ほど齊藤議員からも指摘がありましたが、この箇所だけに特定されては困るということは重々承知しながらも、ここを先導的にやることで、その広がり確固としたものにしていきたいというふうな考えておるところでございませう。

また、むつ市の長期総合計画の中にも地域の個性を生かした特色あるまちづくりということで、そういう部分においても居住施設の立地を進めていくとしておりますので、そういう長期総合計画とも変わらないものと考えております。

次に、単価についてでございますが、先ほど平米3万数千円と、これは予算書にも載っておりますが、用地取得費としては2億3,000万円でございますので、3万1,500円が大体の目安の単価になっているものをご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 何度も言いますが、まちなか居住という考え方は、私は間違っていないと思うのです。ぱっと今見回して、旧中心市街地である程度まとまった土地を探すとなれば、ここが当てはまるという考え方もよくわかるのです。そうするのであればこそ、この先行取得は先行取得なのでしょうけれども、もうどんどん手を打っていくように事業計画を立てるべきだと思うのです。それこそ平成26年度では土地を買いました、では平成27年度ではもう建てるのに向かうような、そういうふうなきちんとした計画があつて進めていくのであれば全然問題ないのかなという思いはするのですが、再度その平成26年度、平成27年度以降の進め方について、もう一度お答え願

いたいと思います。

あと、そうしますと、このまちなか居住を進めていくことによって、今まででありますと他の市営住宅建て替えとかというふうな方針があったところもたくさんあるかと思うのですが、それらは見直しによって廃止というところも出てくるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 先に建て替えが済んだ後の他の団地は廃止ということによろしいでしょうかというお尋ねにお答えしますが、そういうところも出てまいります。もちろん統廃合という考え方の中で、それは出てくるわけですが、そのまま点在したまま残すということは、ある意味まちなか居住に対する反対、逆の考え方にもなりますし、これはまちなか居住を進めるに当たって、その統廃合というのは当然この長寿命化計画の中でうたわれておりますとおり、郊外でいわゆる利便性の低い団地に関しては、当然それは廃止と。それと、建て替え、統廃合するという目的のもとにそういうふうな指針になっております。

それと、あと平成26年度、平成27年度の事業展開については、平成26年度は、ただいま予算に盛っておりますとおり、この用地取得をして、その中で今度具体的な内容を詰めていくこととなります。平成27年度からは、実施設計等も踏まえながら、これはその内容の詰まり方にもよるのですが、実施設計等に入れば幸いであると考えております。

計画があつて買ったのかというお尋ねの趣旨もあつたかと思いますが、その部分に関しましては、我々としては試算としてはございます。ですが、今の段階でこうすべきだ、あるいはしなければだめだという確固とした根拠までは持ち得ておりませんが、それを整理するのを平成26年度、あるいは平成27年度にかけてやって、それから本来の実

施設設計というふうに踏み込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今までのやりとりで大体はわかたつたのですが、まずむつ商工会議所の要望も受けたとかという答弁があつたのですが、地域住民、そこに住む地域住民への説明というのは何かされたのかどうかというのをお聞きしたいなど。

それと、これからはいろいろ煮詰めていくのだというふうな話で、確固としたものはないということではありますが、例えばここの団地は優先的にこのまちなか団地のほうに移動するというふうな案も既にあるのかどうか、そのところも含めてお聞かせ願いたいなどというふうに思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員の住民説明はしたのかについてのお尋ねにお答えいたします。

現在田名部駅通り商店街振興組合、本町、田名部町などの6町内会、むつ商工会議所等の代表者や推薦されたメンバー及び市関係部で構成された田名部まちなか再生協議会において田名部まちなか再生のためのまちづくり計画を策定しておりますが、その中の事業として、市営住宅の建設について十分に協議がなされているところであります。今後は、田名部まちなか再生協議会が策定したまちづくり計画を受け、官民連携しながら、本事業を進めてまいりたいと考えておりますので、住民説明に関しては、そういう代表者による意見を聞くことで、あるいは議論することで、ある意味での意見聴取と説明がなされているものと理解しております。

（「あと、優先的に移動する団地はあるのか」の声あり）

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 答弁漏れで申しわけありません。

移動を予定している団地はあるのかでございますが、先ほども申し述べましたとおり、市内の木造住宅はどこも老朽化しておりまして、ある意味田名部地区においては、緑町団地はその受け皿となってきたわけなのですが、移転入居はもう既に済んでおりまして、公募の段階に入っておりますので、そういう意味では広くそういう希望者は入れるような状況になっておりますので、この団地に関しても、少子高齢化を受けたそういうつくりも含め検討しながら、全ての希望者に門戸を開いたような形に持っていきたいと考えておりますので、その中でももしかしたら老朽度が高いところはそういう対象の中の、例えば5割ぐらいはそういう団地からの移転入居を積極的に推し進めるべきではないかというようなことになれば、それはそういう団地ごとということもあるかもしれませんが、現段階ではまだ申し上げられるところまで至っておりません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 地域住民の説明は代表者ですとしたというふうな答弁ですが、ちょっと私はそれはやっぱり不足しているなというふうに思いますので、これはしっかり地域住民の理解を得ながら進めてもらいたいなと。だから、ここの集会所で説明会やりますよというふうな形できちんとやってもらいたいと思うのですが、そこの考え方をもう少しお聞きしたいというふうに思います。

それと、何か田名部まつりのときにあそこで脇のない舞台、演台ですか、観光物産館の前のあそこのステージでいろいろ行事やられるときに、それこそ今までは、今買おうとした土地に駐車させてもらったりして、結構市民としてはそういう場所としてかなり利用価値が高いなというふうな感じで利用した経緯があったかと思うのです。そ

ういう意味では、何か行事あった場合に、そういう形でも使えるようなものも何か市としては考えて取得をしたのかどうかというのもちよっとお聞きしたいのです。やっぱりそういう声が、多分地域住民の声を聞くに当たって出ると思うのです。だから、もうフェンスを張ってしまって、何かそこで、観光物産館の前で行事やった場合、駐車もできないというふうな形での土地だとどうかなというふうな意見は出るような感じがするので、そこら辺の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、これからは品ノ木団地なら品ノ木団地を中心に優先的に入れるとかというふうな、今例えの話ですけれども、それで言ったのですが、そういうのも考えると言ったのですけれども、広く入居を求めることも可能だということをやったのですが、そういう意味では品ノ木団地なんかは結構人気高くて、今あるところの修繕というのも十分やってもらいたいなと。ここを廃止して、もう統合するというのは、大体もう済んだと思いますので、そういう意味では広く呼びかけながら、今あるところをもっと力を入れるというのももう少し考えてもらいたいなというふうなこともあわせて答弁お願いいたします。

○議長（山本留義） 部長、今質疑を聞いていますと、まだ部長のほうから将来的なことが全然ないのに、今将来的なことを言っているのですけれども、そういう形で発言してもいいのですかね。片方では、まだ計画ないということになっていますし、その辺を気をつけながら発言してください。建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 住民説明をすべきではないかというお尋ねでございしますが、ただいま紹介しております田名部まちなか再生協議会において、まとまる協議会の報告書が出てまいります。これを市が受けることになります。それで、その

中で市ができること、お手伝いできること、できないこと、それとあとは田名部まちづくり株式会社等の民間の活力を利用しながら、できること等を分けて、その中で住民説明が必要な場合においては、その説明もしていくということになるかと思えます。

あと、イベント等の駐車場利用に大いに使われているのではないかというお話に関しましては、現在のところ、旧ショッピングセンター跡地とこの場所が使われているというのは我々も承知しているところではございますが、まちなか居住を考えたときには、どうしてもこういう駐車場でなくて、この用地がまちなか居住の一つの先導的地域になるというようなことで、各種の議論からこういう将来的なということも含めてなのですが、求められる土地としては、こういう場所が現在我々の考えられる唯一の場所であるというふうに考えております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

以上で平成26年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号までの平成26年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号までの平成26年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に石田勝弘議員、副委員長に上路徳昭議員が選任されましたので、ご報告いたします。

#### ◇報告第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第30 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第31 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第32 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第33 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 報告第4号につきまして質疑をさせていただきます。

報告第4号、第6号、第7号と除排雪費の専決の報告であります。これによりまして、トータル6億円ほどの除排雪費になるかというふうに思っております。個人的には、そんなに例年と比べて雪が多いのかなというふうな感じをしておりますが、当初予算の倍以上になってしまったその要因、また例年と比較して降雪の量はどうか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの中村議員のお尋ねにお答えいたします。

当初予算、倍以上になっているが、その要因、例年と比較して積雪量はどうかのなのですが、今冬は1月上旬までは比較的積雪の少ない状態が続いておりましたが、それ以降まとまった豪雪と低温が続き、特に2月15日から16日にかけての大雪により除排雪作業を続ける必要が生じたことから、3回にわたる専決処分に至ったものでございます。

積雪量につきましては、むつ地区の数値で、この2月16日に記録した76センチメートルがこれまでの最大積雪となっており、これは豪雪だった平成23年度の106センチメートルには及ばないものの、過去5カ年ではそれに次ぐものとなっておりましたことをご承知いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今で積雪についてはわかりました。この除排雪費、ここ5年くらい見てみますと、平成25年度、今年度が6億円、あと平成24年度は7億円ちょっと、平成23年度は多くて14億8,000万円ほど、平成22年度は4億1,000万円ほど、平成21年度は5億9,000万円ほどと結構かかっているのです。よく市長は、新年明けますと、あるいはいろんな会合の中で、その話のつかみとして除雪の話がされます。私はそれを聞いていて、余りそんな話ししてほしくないなというのが正直な感想なのでありますが、雪降った、降らないで余り市長にはおたおたしてほしくないというのと、それを仕事の糧にしている人もおられるというふうな2つの意味で、ああ余りしてほしくないなというふうな感想を持っているのでありますが、確かに今の説明によりますと、積雪の量も多かったということなのですが、それとプラスして、ここ何年間か歩道用除雪機を購入したりだとか、昔と比べ

ると排雪の回数も、その内容も格段上がってきているのかなというふうな気もしております。市民の要望に応える形で除排雪を丁寧に行っているのも、その要因の一つなのかなというふうには個人的には思っておりますが、それを考えると、当初予算で2億5,000万円しか盛れないというのは、これはちょっと寂しいなと。理由はあるのだと思いますが、当初予算でもきちんとそれなりの予算措置ができるようなむつ市の財政基盤をつくらなくてはいけないというのがその根本だとは思っているのですが、その点を含めまして、市長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 2点ご指摘がございました。

1点目、正月を明けると、さまざまな会合の場面で雪の話をよくさせていただいております。この部分ご指摘を素直に受けて、今後余り天候のお話をしないように十分意を配して、体して、また挨拶、十分発言には注意していきたいと、こういうふうに思います。

次の、当初予算で2.5億円しか盛れないと、これはもう中村議員ご指摘のとおりで、そういうふうな状況であります。先ほどご紹介ありましたように、過去、平成18年度、平成19年度、平成20年度は2億円を切るような形、ただし今度は平成21年度から6億円を超える、一番多かったのは平成23年度の約15億円というふうなことで、できたら本当はこの5年間くらいの平均値を当初予算で盛りたいのがやまやまでございます。しかしながら、そうしますと非常に編成上苦しいものがございます。そこのところをご理解いただければと思います。本来は盛って、そして大体平均7億円くらい、8億円くらい盛るくらいの体力のある財政、これを目指していきたいなと、こういうふうな、そういうふうなことで盛っていくと、正月明けの挨拶も余裕があって話をし

なくてもいいのではないかなと、こんな思いをいたしております。基本的には、そういうふうな形で盛るのが予算編成だと思いますけれども、なかなかまだまだそこまで、財調を取り崩して盛っていくというふうな手法があるかと思っておりますけれども、なかなかそういうふうな今めどが立っていないと。そういう意味での持続可能な財政運営、そして財政の健全化、これが必要だということでご理解いただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 中身は非常に理解をいたします。そうであっても、今続けて市の除雪体制、本当昔と比べるとよくなってきていますので、その部分は崩さないでも予算が盛れるような、そういうふうなぜひ財政になっていただきたいなということを申し添えて質疑を終わらせていただきます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第34 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第35 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第7号

○議長(山本留義) 次は、日程第36 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月13日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月14日及び17日は予算審査特別委員会のため、また3月18日及び19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明3月13日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月14日及び17日は予算審査特別委員会のため、また3月18日及び19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月15日及び16日は休日のため休会とし、3月20日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時03分 散会